

連合鳥取「2023 年度政策・制度要求」と 鳥取県からの回答

	連合鳥取の 要請事項 2022 年 8 月 9 日 (火) 提出	-鳥取県- 要望に関する現状・背景等 2022 年 10 月 13 日 (木) 最終回答	-鳥取県- 対応案 2022 年 10 月 13 日 (木)	担当部局
1	雇用調整助成金の特例措置延長について 雇用調整助成金の特例措置（現状は 2022 年 9 月末まで）については、感染状況や雇用情勢を踏まえ、知事会等を通じてさらなる期限延長を要望されたい。	雇用調整助成金の特例措置については、令和 4 年 9 月末まで延長された。 ・雇用調整助成金（特例措置）：中小企業（原則的措置）助成率 9/10、上限 9,000 円 県内支給申請件数：27,868 件、支給決定件数：27,651 件、支給決定総額：196 億 546 万円（R4. 7. 29 時点） 雇用調整助成金等の特例措置の期間や内容等を見直す際は、地域経済と雇用情勢を十分に把握・分析し、都道府県の意見を十分聞いた上で行うよう令和 4 年度第 1 回全国知事会議における共同アピールも行っているところ。	引き続き、全国知事会等を通じて経済・雇用情勢等を踏まえた柔軟な対応を国に要望していく。	商工労働部 （雇用政策課）
2	雇用維持対策について 地域における産業・雇用を維持する観点から、国・地方自治体による雇用創出事業を強化するとともに、国も含めた「企業・雇用サポートチーム」、県立ハローワーク「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」などによる総がかりで求人の開拓、職業訓練、相談・マッチング機能を強化されたい。	新型コロナウイルス感染症拡大による県内経済への影響が長期化し、解雇・雇止めの動きもある中、国も含めた関係機関で構成する「企業・雇用サポートチーム」を立ち上げ、雇用維持や円滑な労働移動に向けた支援を行っている。 令和 2 年 5 月には「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っている。（R4. 7. 23 時点で求職者から 269 件の相談、企業から 325 件 937 名の求人登録の実績） 併せて、新型コロナウイルスの影響により離職者が発生した場合、離職者を正規雇用した企業に支援金を支給し、失業なき労働移動に取り組んでいる。（R3 年度実績 4 人） また、令和 3 年 6 月から、鳥取県中小企業労働相談所「みなくる」の相談員が県立ハローワーク内で出張相談に応じている（R4. 5 月末時点の相談件数 42 件）ほか、同じく令	引き続き、「企業・雇用サポートチーム」や県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」や「みなくる相談員による出張相談」、「ひとり親家庭相談支援センター」、「生活困りごと相談窓口」及び出張相談を通じて、企業や求職者の支援を行うこととしている。	商工労働部 （雇用政策課、県立ハローワーク）

		和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子の県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応している。(R4.6月末時点の相談実績333件)。 更には、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に令和4年7月から新たに「生活困りごと相談窓口」を設置しているほか、令和4年8月6日(土)を皮切りに毎月第1土曜日のイオンモール鳥取北出張相談を開始し、窓口の強化を行っている。		
3	失業なき労働移動の実現について 地域雇用維持への支援、いわゆる「雇用シェア(在籍型出向)」について、産業雇用安定センターや県立ハローワークと連携し、企業等が自主的に実施してきた在籍型出向の好事例の周知などを通じ、マッチング(紹介)事業の支援や、出向元の助成率を引き上げ、出向先が教育訓練を行うことへの助成を引き続き取り組まれない。	県内企業の雇用安定化及び人材育成を図るための雇用シェア(在籍型出向)については、国が令和2年度第3次補正で産業雇用安定助成金を創設し、各県で協議会が設置されている。県においても、令和3年4月に専門家派遣制度を開始し(派遣実績1件)、7月には入門セミナー(参加者30名)を、令和4年2月には事例紹介セミナー(参加者54名)を開催した。 マッチングを推進するため、県立ハローワークにおいて、余剰労働力の受入に関心のある企業の掘り起こしも行っている。	セミナー・専門家派遣、鳥取県在籍型出向等支援協議会で関係機関と連携した取組により、県内の普及啓発及びマッチング事例の増加につなげてまいりたい。	商工労働部 (雇用政策課)
4	不安定雇用者への対応について (1) コロナ禍によりとりわけ大きな打撃を受けた有期・短時間・派遣等で働く女性、DV(ドメスティック・バイオレンス)等により困窮した女性、就職活動中の学生に対し、信頼に足る公的な相談窓口の整備・周知や直接的な支援の充実をはかられたい。併せて、NPO等民間団体が行う直接的な支援に対する助成を強化するとともに、宿泊・避難施設や食料・衛生用品等が必要な場合は、特別に提供する対策を講	令和2年5月に「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、非正規や女性を含め、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っている。 また、令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応しているところ。 更には、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立	引き続き、県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」や「ひとり親家庭相談支援センター」「生活困りごと相談窓口」及び出張相談を通じて、非正規や女性、ひとり親世帯等を含めた求職者の支援を行っていく。 併せて、求人企業に対しても、引き続き良質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先とのマッチングとなるよう支援していく。	商工労働部 (雇用政策課、県立ハローワーク)

じられたい。	できるよう、県立ハローワーク内に令和４年７月から新たに「生活困りごと相談窓口」を設置しているほか、令和４年８月６日（土）を皮切りに毎月第１土曜日のイオンモール鳥取北出張相談を開始し、窓口の強化を行っている。										
	（ＤＶに関する取組） 福祉相談センターや各県民福祉局では２４時間ＤＶ相談に対応している。 また、コロナ禍におけるＤＶ相談に対応するため、国においても２４時間対応の「ＤＶ相談＋（プラス）」が開設され、ＳＮＳによる相談や外国語（１０か国語）により相談が可能となっており、避難等が必要と判断された場合には、相談者の最寄りの配偶者暴力相談支援センターに連絡が入り、被害者を速やかに支援する体制が整っている。 ＜ＤＶ相談件数の推移＞ <table><tr><td>年度</td><td>R 1</td><td>R 2</td><td>R 3</td></tr><tr><td>件数</td><td>6 2 6</td><td>6 3 6</td><td>3 5 0</td></tr></table> なお、生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援が受けられるよう県内３カ所の県立ハローワークに「ひとり親家庭相談支援センター」を令和３年６月に設置したところ、令和３年度は２４９件の相談があり、そのうち就労に関する相談は４９件あった。その中には県立ハローワークとの連携により転職希望者が就職につながった事例が１０件ある。	年度	R 1	R 2	R 3	件数	6 2 6	6 3 6	3 5 0	（ＤＶに関する取組） 引き続き、２４時間対応可能な相談体制を維持するとともに、ＤＶ被害者の希望に寄り添いながら支援を行う。 また、県ではＤＶに関する相談、保護及び支援に携わる職員等を対象に研修を行っているところであり、職員のスキルアップについても継続的に取り組む。 「ひとり親家庭相談支援センター」においても引き続き県立ハローワークと連携しながら支援に取り組んでいく。	子育て・人財局（家庭支援課）
	年度	R 1	R 2	R 3							
件数	6 2 6	6 3 6	3 5 0								
- 生活困窮者の相談窓口として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が各市町村に設置されており、ホームページのほか、チラシ等により周知を図っている。 - さらに、令和４年７月からは、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置し、生活相談と就労支援とをワンストップサービスで行えるよう相談機能を強化した。 - 生活福祉資金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自	生活困窮者支援に係る各種特例措置の継続や生活困窮者の実情に配慮した生活支援策の検討、各自治体が行う生活困窮者に対する生活再建支援への国の必要な財政措置等について、本年７月に国に対して要望を行った。 国施策等を踏まえ、今後も県として必要な生活困窮者支援を行っていく。	福祉保健部（福祉保健課）									

	立支援金、住居確保給付金等により、生活困窮者に直接的な支援を行うほか、令和4年6月には、新たに物価高騰に伴う生活困窮者の光熱費助成に係る補助制度を創設し、市町村と協調した支援を実施している。 ・さらに、こども食堂への食料提供システムを活用した生活困窮者への食料等支援体制強化を行っており、その中心となる支援員の配置等について現在調整中である。 (参考) ○生活福祉資金（新型コロナウイルスに係る特例貸付） <令和4年7月18日時点の貸付件数及び貸付額> 11,833件・4,731,398千円 ○新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金 <令和4年6月末時点の支給決定件数及び支給済額> 727件・193,188千円 ○住居確保給付金 <支給決定件数及び支給済額（令和4年6月末時点）> 523件・127,114千円 ○物価高騰に係る生活困窮世帯支援事業補助金 ※市町村への補助（補助率：県1/2） <交付決定市町村数及び交付決定額（令和4年7月末時点）> 19市町村・53,765千円		
（2）離職を余儀なくされた有期・短時間・派遣等労働者、内定取り消しを受けた新規学卒者、ひとり親や若者に対する相談窓口の設置、再就職支援、住居の確保、奨学金、公共料金、税などの支払いの延長・減免等必要に応じた生活支援を引き続き実施されたい。	・令和4年8月2日時点の県内の新型コロナの影響による県内の解雇・雇止め的人数は798人（全国134,839人／厚生労働省まとめ）。正規・非正規の内訳は公表されていない。 ・令和2年4月から、鳥取労働局に新卒学卒者の内定取消しに係る専用窓口を設置している。県内での内定取消しは令和2年度（令和2年3月新卒者）1件発生したが、令和3年度（令和3年3月新卒者）以降は発生していない ・令和2年5月に「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、非正規や女性を含め、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者への	・国と連携して解雇・雇止めや内定取消しの防止に努めるとともに、労働者からの雇止め等に係る労働相談には鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）で引き続き対応してまいりたい。 ・引き続き、県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」や「ひとり親家庭相談支援センター」「生活困りごと相談窓口」及び出張相談を通じて、非正規や女性、ひとり親世帯等を含めた求職者の支援を行っていく。 併せて、求人企業に対しても、引き続	商工労働部 （県立ハローワーク）

	相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っている。 また、令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応しているところ。 更には、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に令和4年7月から新たに「生活困りごと相談窓口」を設置しているほか、令和4年8月6日（土）を皮切りに毎月第1土曜日のイオンモール鳥取北出張相談を開始し、窓口の強化を行っている。なお、求人企業に対しても、必要に応じ、賃金水準等をはじめ良質な雇用条件となるよう改善提案等も行っている。	き良質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先とのマッチングとなるよう支援していく。	
	県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、令和3年6月に県内3カ所の県立ハローワーク内に「ひとり親家庭相談支援センター」を設置し、子育ての悩みや家計管理、就職等の相談受け、必要な支援が受けられる機関へと繋いでいる。	「ひとり親家庭相談支援センター」で受けた相談の中には、就職や転職の相談も多数あり、県立ハローワークとの連携により就職・転職につながった事例もあることから、引き続き県立ハローワークと連携しながら支援に取り組んでいく。	子育て・人財局（家庭支援課）
	（福祉保健課） - 生活困窮者の相談窓口として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援機関が各市町村に設置されており、ホームページのほか、チラシ等により周知を図っている。 - さらに、令和4年7月からは、県立ハローワーク内に「生活困りごと相談窓口」を設置し、生活相談と就労支援とをワンストップサービスで行えるよう相談機能を強化した。 - 生活福祉資金、新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金、住居確保給付金等により、生活困窮者に直接	引き続き、必要に応じた生活支援を行っている。	福祉保健部（福祉保健課） 総務部（税務課） 教育委員会（育英奨学室）

		的な支援を行うほか、令和４年６月には、新たに物価高騰に伴う生活困窮者の光熱費助成に係る補助制度を創設し、市町村と協調した支援を実施している。 (税務課) - 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い納税が困難な方に対しては、時限措置である徴収猶予の特例制度の終了後においても、既存の徴収猶予制度等の納税緩和措置の適用が可能であるので、納税者個別の実情に応じた柔軟かつ適切な対応に努めているところ。 (育英奨学室) - 鳥取県育英奨学資金の返還に際して、返還が困難となった場合には、一定の要件を満たす場合、申請により一定期間返還を猶予できる制度を設けている。		
5	PCR検査等への対応について 引き続きPCR等検査の機会と質の確保、検査費用の負担軽減をはかるとともに、保健所等の検査従事者の負担軽減を進められたい。	- 県内医療機関に勤務する臨床検査技師を対象に新型コロナウイルス感染症に係るPCR検査実技研修会を実施し、検査体制の質の向上を図っているほか、医療機関や介護施設に対する感染防止対策設備整備補助、専門家による現地指導、社会福祉施設が自主的に行う職員のPCR検査等費用支援等を実施している。 - 感染者急増時に保健所業務が逼迫する場合は、本庁職員派遣による保健所応援体制を構築しているほか、検体採取業務など外部委託可能な業務は外部委託化するなど、保健所職員の業務の負担軽減に努めている。	検査体制の質の向上や、施設内での感染防止対策支援、本庁職員派遣による保健所応援体制については、引き続き取り組んでいく。	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局
6	感染による不安解消に向けて 感染による不安を解消するため、変異株の特性を踏まえた感染症の症状や予防方法、感染防止策などの正確な情報を、外国人や障がい者などを含む県民が確実に受け取ることができる情報提供を強力に進められたい。 また、感染者やその家族、労働者等に対する差別や偏見が起きないように、更なる啓	県民への情報伝達手段として、県民相談窓口や専用ホームページを開設しているほか、発熱等の症状がある場合の相談先として「受診相談センター」を設置しているところであり、聴覚や発話の障がい等により音声通話が困難な方については、ファクシミリやとりネット上の専用の相談フォームで相談できるようにしている。また、外国人については、相談窓口も設置しているほか、保健所等への電話相談については、三者間通訳による電話相談体制も整えているところ。	障がい者や外国人を含めた県民の皆様への迅速な支援に繋がるよう、引き続き、現行の取組を継続して参りたい。	新型コロナウイルス感染症対策本部事務局

発に取り組まれたい。	業務遂行に影響のない疾病や病歴により、労働者の雇用が判断されないよう、公正採用選考ハンドブック等で周知を行っている。	引き続き、公正採用選考人権啓発推進員研修会等を通じて周知を行っていく。	商工労働部 (雇用政策課)
	<人権尊重の社会づくり条例の改正> 平成8年に全国に先駆けて制定した「人権尊重の社会づくり条例」を新型コロナウイルス感染症に関する差別や偏見をはじめとした人権課題に対応するため、「インターネット上を含むあらゆる差別行為を禁止する」規定を盛り込む条例改正を行った。(令和3年4月)	今後も、条例改正を踏まえ、感染者等に対する差別や偏見が起きないように、ホームページや新型コロナウイルス感染症対策本部会議において呼び掛けていくとともに、ネットサーベイランスによる人権侵害の発生抑止や被害者に寄り添った相談支援に引き続き取り組んでいく。	総務部(人権・同和対策課)
	<差別禁止の呼びかけ> ・県政だよりによる周知や、市町村・商工団体・医師会等を通じたチラシによる呼びかけ ・新型コロナウイルス感染症対策本部会議でのメッセージ「感染を責めることは誰にもできません」の発出 ・人権啓発ラジオスポット(FM山陰)によるワクチン未接種者への差別禁止メッセージ発信 (R4年度は8月～11月に週2回(月金)、R3年度は7月～11月に週3回(月金土)。1回/日 20秒程度) ・県職員によるシトラスリボンプロジェクトの実施 <実態把握及び分析等> ・インターネットサーベイランスの実施 誹謗中傷等の画像や文書を保存し、被害者の訴訟時の証拠として、本人の求めに応じて提供する。 →県での保存件数は68件(令和4年8月2日現在) ・インターネットモニタリングの実施 インターネット掲示板等での誹謗中傷等の書き込みに対し、削除要請を行う。 →新型コロナ関連の削除要請は76件、うち削除済みは21件(削除率27.6%)	教育委員会では、感染者等に対する人権への配慮と差別や偏見、誹謗中傷等を防止するため、児童生徒や保護者に向けたメッセージを発信するとともに、新型コロナウイルス感染症に関するいじめや差別の防止に関するチラシを作成して周知するなどの取組を行っている。	教育委員会 (人権教育課)

		<相談支援体制の充実> ○人権相談窓口の設置 ・新型コロナ関連の相談は71件（令和4年8月4日現在） ・「共同行動宣言」（令和2年9月10日）に伴って弁護士会、県警及び法務局と連携し、誹謗中傷等被害者に寄りそった支援を行う体制を構築。 ・誹謗中傷等に係る相談事例が発生した際には、各地区人権相談窓口をワンストップ窓口として、速やかに弁護士や各機関担当が連携して対応を図る。		
7	雇用の安定と公正な労働条件の確保について （1）過労死問題や労働法をないがしろにするいわゆる「ブラック企業」「ブラックバイト」の問題等に適切に対処するために、労働相談の支援や労働講座の開催など、労働行政の充実・強化（特に「いじめ・嫌がらせ」に関連するハラスメント対策）をはかられたい。 また、職場生活を通じた自己実現をはかる観点から、雇用の原則は「期間の定めのない直接雇用」である。正社員以外の雇用形態で働くパートタイム労働者、契約社員、派遣社員、臨時・非常勤職員の処遇改善や労働環境の整備に加え、正規雇用への転換策を促進されたい。	・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）の労働雇用相談員が県内の高校等を対象に実施している「出前セミナー」において、働く時の基本ルールやトラブルの対処法などについて説明を行い、労働教育を推進している。（R3年度 出前セミナー実績：6件、参加者199名） ・みなくるでは、ハラスメントを含む労働者からの各種相談に応じているほか、職場のコミュニケーション等をテーマにした「労働セミナー」を開催している。（R3年度 労働相談件数：2,893件 労働セミナー：10回開催、参加者192名） （R3年度 職場環境改善社内研修講師派遣：36件 うちハラスメント関係の研修を行った事業所：13件） ・県立ハローワークでは、これまでも求職者の希望に寄り添った就職支援を行っているところ。	・鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）が実施する若年者を対象にした「出前セミナー」や「労働セミナー」を経済団体等の協力も得ながら、広報を行い、引き続き労働教育を推進する。 ・引き続き、求職者の希望に寄り添った就職支援を行っていく。	商工労働部（とっとり働き方改革支援センター、県立ハローワーク）
	（2）県が誘致した企業や助成金を交付した企業およびハローワークが紹介した企業が労働法違反した場合の対応対策の強化をはかられたい。悪質な企業には県独自の罰則条例等を検討し、適切かつ厳正な対策を講じられたい。	県立ハローワークにおいては、企業から求人が出た際には、雇用条件等が法令に違反していないかを十分に確認した上で受け付けることとしている。 また、労働法令違反に対する指導・監督権限は、国（労働基準監督署等）が所管しており、県立ハローワークにそうした情報が寄せられた際には、国に情報提供を行う等の	引き続き、労働法令違反の案件については、国の機関と連携しながら対処していく。 また、企業からの求人に対しても、引き続き雇用条件等の確認はもとより、労働法令違反を行った企業からの求人でないことの確認を徹底していく。	商工労働部（立地戦略課、雇用政策課、県立ハローワーク）

		連携を図っている。 更に、令和2年3月から、労働法令違反を行った企業からの求人を不受理にできるよう法改正も行われたところ。		
8	働く者のための働き方改革に向けた体制強化について 「過労死等の防止のための対策に関する大綱」を踏まえ、県民への啓発、相談体制の整備、民間団体の活動への支援などを積極的に推進されたい。 また、大学や中学校・高等学校における労働条件等に関する啓発事業を積極的に推進されたい。 2024年4月から時間外・休日労働の上限規制が適用される、自動車運転業務、建設事業、医師等については、特段に配慮した施策を展開されたい。	・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」は「過労死等防止対策推進法」（平成26年法律第100号）に基づき厚生労働省が定めており、令和3年7月30日に変更された。 ＜変更のポイント＞ ○コロナ対応や働き方の変化による過労死等の発生防止が必要である ○テレワーク、副業・兼業、フリーランスについてガイドラインの周知等の取組、調査研究等の対象とする ○過労死等防止対策の更なる推進を図る ・県では、専門家派遣による助言及び就業規則等整備支援、事例発表会による普及啓発、課題解決セミナー、個社支援、補助・融資等により、県内中小企業の働き方改革を推進している。 ・国においても「働き方改革サポートオフィス鳥取」を設置し、働き方改革関連法への対応、従業員の定着や賃金引上げなど、企業からの働き方改革全般の相談に応じている。	引き続き、商工団体や国の「働き方改革サポートオフィス鳥取」と連携して、専門家派遣やセミナー実施等により制度の周知を図るとともに、県内企業の働き方改革を促進することにより過労死等の防止を推進していく。	商工労働部（とっとり働き方改革支援センター）
		県内大学において、就職ガイダンス等で労働局の協力の下、労働条件等を含む働くことに関する知識を深める啓発事業を行った。	今後も機会を捉え、学生に対する啓発を行うよう、大学に働きかける。	子育て・人財局（総合教育推進課）
		＜学校における啓発事業＞ 大綱において指摘された労働条件に関する理解を深める指導等については、毎年開催する教育課程研究協議会において、担当指導主事が各高校の教員に対して、学習指導要領の趣旨を丁寧に説明している。また、県教育委員会では、学校が専門機関と連携して、法教育などの充実を図り、	学習指導要領の趣旨を徹底したうえで、公民科や家庭科の授業において、労働法やワーク・ライフ・バランスに関する教育を進めていく。その際に、厚生労働省作成の教員用資料の活用を今一度、各高校に周知していく。また、県教育委員会では、毎年	教育委員会（教育総務課）

		生徒が実社会で生きていくために必要な知識等を習得することによって、生徒自らが主体的に社会と関わる態度を育てるとともに、社会参画の意識を高めることをねらいとし、「生徒と社会がつながる教育推進事業」を実施し、県社会保険労務士会等の専門家の話を生徒が直接聞く機会をつくっているところである。	12 月頃に、社会人としてのマナーやルール、労働環境等について学べる冊子「THE 社会人（一般社団法人鳥取県労働者福祉協議会）」を、各高校へ配布しており、この冊子を有効に活用するために、県労働委員会や県中小企業労働相談所みなくる等の専門家を講師として招いて学習会を実施している高校もあり、更なる推進に努めていく。	
		＜自動車運転業務＞ 時間外労働の上限規制が 2019 年 4 月から導入されたが自動車運転の業務については上限規制の適用が猶予され、2024 年 4 月から適用される。ただし、原則は年間 360 時間が上限であるが、自動車運転の業務については、上限時間は年間 960 時間とされている。 現在、タクシー、バス、トラック事業の運転手不足が課題となる中、運転等の作業時間以外の手待ち時間（客待ち、荷待ち等）等の業務の特性それが主な要因となり、自動車運転業務が原則からはずれることとなっているものと認識しているが、日本バス協会及び全国ハイヤー・タクシー連合会においてもそれぞれ働き方改革の実現に向けたアクションプランを策定されている。 県内においても、公共交通の運転手不足が課題となっていることから、平成 30 年度から国、県、交通事業者と連携してバス・タクシー事業の運転業務内容の PR、事業者との個別面談、バス・タクシーの運転体験などをまとめてワンストップで行う「公共交通担い手確保セミナー」の実施、タクシー事業者への女性・若手ドライバー確保に係る免許取得支援や、バス事業者への運輸事業助成振興事業を活用した大型 2 種免許取得支援などのドライバー確保支援、タクシーの生産性向上に係る若手経営塾や交通 DX 検討会を通じたデジタルシフトなどを実施し、交通事業者の働き方改革に対応中である。	今後も引き続き、ドライバー確保の支援や ICT 技術を活用した生産性の向上の取組等を支援し、働き方改革の取組を推進していく。	地域づくり推進部（地域交通政策課）

		<建設事業> 建設産業は、30歳未満の新規入職者減少の影響が大きく、労働力の減少と高齢化が進んでいる。2024年4月からは時間外労働の罰則付きの上限規制が適用されるが、長時間労働の是正を図る「働き方改革」の取組を推進する必要がある。	鳥取県においては、年間を通した施工時期の平準化や、工事現場の週休2日工事の試行等の長時間労働を是正する取組を行っている。また、ICT技術を活用した生産性向上の取組などを実施しており、引き続き現場環境改善に向けた「働き方改革」の取組を推進していきたい。	県土整備部 (県土総務課)
		<医師> - 昨年度、県内43病院を対象にアンケート調査を実施し、勤務医師の労働時間の実態把握、及び、令和6年4月からの時間外労働時間上限規制の適用開始に向けた方針（特例水準の適用を目指すかどうか等）の確認を行うとともに、県医療勤務環境改善支援センターによる個別支援（社会保険労務士等のアドバイザーの派遣等）等につなげているところ。 - 医師の時間外労働時間の上限規制が、医師を派遣している病院からの医師の引き上げなどにより、地域の医療提供体制に影響を及ぼすことがないよう、都道府県との丁寧かつ十分な協議、必要な支援を行うよう、全国都道府県とも連携しつつ、国への要望を行っている。	- 改めて県内病院を対象としたアンケート調査の実施により、実態把握及び方針確認を行うことにしており、その結果を踏まえ、鳥取労働局、県医療勤務環境改善支援センターと連携し、個別支援のあり方を検討するとともに、引き続き、地域医療介護総合確保基金を活用し、労働時間の短縮や働きやすい職場環境づくりに向けた病院の取組への支援を行う。 - また、地域医療提供体制を適切に確保する観点から、全国都道府県と連携した国への要望を引き続き行っていく。	福祉保健部 (医療政策課)
9	性にかかわらず 育休が取得しやすい環境の整備について 鳥取県は全国で初めて「鳥取県男女共同参画推進条例」を制定した 言わば女性の社会進出に意欲的な県である。2022年4月から育児・介護休業法が改正され育休が取得しやすい環境整備、対象者へ制度説明が義務付けられた。加えて、10月から「産後パパ育休（子の出生後8週間以内に4週間取得できる新制度）」もスタートする。男性の育児参加を推進し、女性が出産を機に退職を迫られることの無いよう制度の積極的な周知をはかられたい。	令和4年4月1日から、「改正育児・介護休業法」が順次施行されており、県においても県政だより4月号に特集を掲載するほか、令和4年9月15日に、県内事業者を対象に「10月施行目前！育児・介護休業法改正対応実務セミナー」を開催した。（参加者：99人） また、中小労働相談所「みなくる」においても、労働者・経営者向けに実施する労働セミナーや、県内商業施設等において労働法に関するパネル展示を行う等、改正制度の普及に取り組んでいるところ。 【育児・介護休業法の主な改正内容】 ■R4.4.1～ 相談窓口の設置、研修の実施など、育児休業を取得しやすい雇用環境整備の義務化	令和4年11月17日に、県内事業者を対象に「働きやすい職場づくりセミナー～男性育休推進で働きたい選ばれる企業に～」を開催し、更なる制度周知及び男性の育児参加推進を図ることとしている。 今後も引き続き、みなくる等の関係機関とも連携しながら制度の普及・周知を図っていく。	商工労働部 (とっとり働き方支援センター)

		・すべての育児休業対象者に対する制度の周知や休業の意向確認の義務化 ・有期雇用労働者の育児・介護休業取得要件の緩和 ■R4. 10. 1～ ・育児休業の分割取得が可能に ・育児休業とは別に、父親が子どもの出生後 8 週間以内に 4 週間まで休業できる「産後パパ育休」新制度の創設 ■R5. 4. 1～ ・従業員 1,000 人超の事業主に、育児休業の取得状況の年 1 回の公表を義務付け		
10	すべての労働者に対する 職業能力開発機会の充実について (1) 雇用形態や企業規模、在職・離職の違いにかかわらず、すべての働く者・働くことを希望する者が自己の職業能力を最大限に開発・発揮し、安定した質の高い雇用に就くことができるよう PR を進め、県内においてポリテクセンター鳥取と連携した適切な職業能力開発機会を提供されたい。	県立産業人材育成センターにおいて、離職者の早期就労や在職者のスキルアップを目的に、職業訓練を実施している。 実施にあたっては、ポリテクセンター等の各訓練機関が参集する地域訓練協議会等において、求職者の動向や訓練ニーズに対応した企画検討を行うとともに、鳥取労働局やポリテクセンターとも連携し、広報紙やホームページ等で広く周知を図るなど、適切な職業訓練の提供に努めている。	求職者の動向や訓練ニーズに応じた職業訓練を実施するとともに、より多くの方への周知を図るなど、引き続き関係機関と連携して、受講機会の確保・拡大に取り組んでいく。 また、生活スタイルに応じ、柔軟な働き方を比較的实现しやすいデジタル分野への就労を目的とした訓練を充実していく。	商工労働部 (産業人材課)
	(2) 「就職氷河期世代」の良質な雇用・就労機会の実現に向け、当事者の個別の事情や希望を踏まえつつ、将来を見据えた中長期的な能力開発を実施し、適切な就職支援・定着支援を行われたい。そのため県立ハローワークなどの支援機関の相談体制を引き続き強化されたい。	・令和 2 年 2 月に鳥取労働局、県、経済団体、支援団体等で構成するとっとり就職氷河期世代活躍支援プラットフォームを設置し、各界が一体となって就職氷河期世代の就労支援や社会参加の促進、ひきこもり対策等に取り組んでいるところ。政府は就職氷河期世代への支援を令和 2 年度から令和 4 年度までの 3 年間、集中取組期間としていたが、新型コロナの影響による雇用情勢の悪化に伴い、令和 5 年度から令和 6 年度の 2 年間で第 2 ステージと位置付け、支援期間を延長する方針が示されたところ。 ・令和 2 年 5 月に「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」を県立ハローワークに設置し、就職氷河期世代を含め、新型コロナウイルスの影響を受けた求職者へ	・これまで就職氷河期世代を対象とした企業見学会やピアサポートセミナーを実施してきたところであり、国の支援期間延長の方針を受け、本県としても引き続き就職氷河期世代の正規雇用につながる施策を講じていく。 ・引き続き、県立ハローワークの「ささえあい求人・求職マッチング特別相談窓口」や「ひとり親家庭相談支援センター」「生	商工労働部 (雇用政策課、県立ハローワーク)

		の相談対応を行うとともに、そうした求職者の採用に理解のある企業との就職マッチング支援を行っている。 また、令和3年6月からは、ひとり親家庭の様々な相談対応を行う「ひとり親家庭相談支援センター」が鳥取・倉吉・米子県立ハローワーク内に設置されたところであり、就労に関する相談にもワンストップで対応しているところ。 更には、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に令和4年7月から新たに「生活困りごと相談窓口」を設置しているほか、令和4年8月6日（土）を皮切りに毎月第1土曜日のイオンモール鳥取北出張相談を開始し、窓口の強化を行っている。 こうした相談窓口を通じて、該当世代の方の個々の希望を踏まえ、必要に応じて関係機関が実施する取組を案内するなどの連携も図りながら伴走型支援を行っている。	活困りごと相談窓口」及び出張相談を通じて、就職氷河期世代を含めた求職者の支援を行っていく。 併せて、求人企業に対しても、引き続き良質な雇用を求めていくほか、求職者の希望も踏まえつつ、より満足いただける就業先とのマッチングとなるよう支援していく。	
11	障がい者雇用について 障がいの有無や種類、程度にかかわらず働ける社会の実現に向け、すべての事業者による職場における合理的配慮が確実に提供されるよう、障害者差別解消法の周知・広報や支援を徹底し、障がい者雇用を促進されたい。 また、障がい福祉サービスを充実するとともに、雇用・福祉施策の連携の強化により、働きづらさを抱えるすべての者が働けることができるよう、必要な措置を講じられたい。 （参考）鳥取県における2021年「障害者の雇用状況」集計結果〔2021.06.01現在 2021.12.24発表〕	<合理的配慮> 雇用分野での障がい者への合理的配慮の提供は、障害者雇用促進法の改正により、平成28年4月1日から民間事業者にも義務付けられている。 令和3年9月、県内事業主に対し、雇用の分野での障害者差別の禁止及び合理的配慮の提供義務について、改めて周知を行った。 <障がい者雇用促進> 雇用と福祉の連携を強化するため、障害者就業・生活支援センター（県内3か所。県福祉保健部、県雇用政策課、鳥取労働局の委託）は、福祉的就労から一般就労への移行促進、就業面・生活面でのフォローアップなど、就労継続支援事業所（A型、B型）、就労移行支援事業等と連携しながら取り組んでいる。	- 障がい者雇用の促進を図るため、9月の障がい者雇用支援月間にあわせ、知事、労働局長及び教育長の3者で、県内の経済4団体（経営者協会、商工会議所連合会、商工会連合会、中小企業団体中央会）に対し、令和4年9月障がい者雇用の要請を行ったが、引き続き経済団体への働きかけを行っていく。また障害者雇用促進法にもとづく合理的配慮の提供義務についても引き続き周知を行っていく。 - 雇用と福祉の連携強化による障がい者雇用の促進に向けて、障害者就業・生活支援センターは、地域の拠点として、就労継続支援事業所（A型、B型）、就労移行支援事業所等の就労支援機関、医療機関、	商工労働部（雇用政策課）

	【民間企業（法定雇用率 2.3%）】 実雇用率 2.43%（全国平均 2.20%） 法定雇用率達成企業割合 60.1% （前年比Δ2.9 ポイント） 【地方公共団体等 （同 2.6%、県・市町村の教育委員会 2.5%）】 県 3 機関（3.14%）、 県・市町村教育委員会（2.58%）、 独立行政法人 3 機関（2.73%）達成。 市町村の 27 機関（2.79%）のうち 3 機関未達成。	- 県は、障害者就業・生活支援センターに支援員を配置しているほか、中部・西部に県版ジョブコーチセンターを設置し、障がい者就労への支援体制を構築している。 <働きやすい環境づくり> - 令和 4 年度、障がい者が働きやすい職場づくり検討会を立ち上げ、必要な取り組みを検討しており、一般就労する障がい者が働きやすい職場づくりのマニュアルや優良事例動画を制作している。	市町村等の関係機関と引き続き連携し取り組んでいく。 障がい者が働きやすい職場づくり検討会の議論をもとに、一般就労する障がい者が働きやすい職場づくりマニュアルや優良事例動画の普及を行い、障がい者の職場定着の促進を図る。	
1 2	外国人労働者が安心して働くことのできる環境整備について 外国人技能実習法は施行から 5 年目を迎え、厚生労働省労働政策審議会において見直し議論が予定されている。あわせて特定技能についても見直しの検討が予定されていることから、技能実習生にとってより働きやすい見直しとなるよう国に働きかけられたい。 また、技能実習生を含む外国人労働者が地域住民と共生し安心して仕事と暮らしの両立ができるよう、多言語に対応した人材を配置した専門部署やワンストップ窓口を設置し、相談・支援体制を更に強化されたい。 また、外国人労働者への新型コロナウイルス感染症に係る情報提供については、やさしい日本語を始め多言語による最新情報の提供を徹底されたい。 （参考） 2021 年 10 月末現在の外国人労働者数 鳥取県：2,968 人（前年比 282 人減）	<技能実習、特定技能制度> 技能実習制度は平成 29 年の法律施行後 5 年を目途として、特定技能制度は平成 31 年の法律施行後 2 年の経過後に、それぞれ必要があると認めるときは検討を行い、所要の措置を講ずるものとされている。 「経済財政運営と改革の基本方針 2022」（骨太方針 2022）において技能実習制度について人権への配慮等の運用の適正化を含めて制度の在り方に関する見直しの検討を行うとされており、7 月 29 日には法務大臣が、技能実習制度の見直しについて年内に有識者会議を設けて議論していくと発言した。 <相談窓口> 鳥取県多文化共生支援ネットワークの下に相談窓口を設置し、県内在住外国人、外国人材を雇用している事業者、雇用を検討している事業者等からの相談に対応している。 以下 3 つの相談窓口が連携するとともに、相談内容に応じてネットワーク参画機関の協力を仰ぎながら対応している。 （1）外国人材受入れ・共生相談窓口（県雇用政策課） 対象者：県内事業者等 R3 相談実績：22 件	- 国における技能実習、特定技能制度の見直しに係る検討状況を引き続き注視し、必要に応じて国へ要望を行う。 - 多言語対応が可能な相談窓口をはじめ、各相談窓口と連携し、相談対応に努める。 - 新型コロナウイルス感染症の情報についても、引き続きやさしい日本語や多言語による情報発信に努める。 - 引き続き、各種相談窓口及び情報提供方法の周知に努め、外国人労働者の方を含めた外国人全体が暮らしやすいよう、共生社会の実現に努めていく。	商工労働部 （雇用政策課）

	: 710 事業所（前年比 6 事業所減） 島根県： 4,592 人（前年比 187 人増） : 778 事業所（前年比 42 事業所増） 全 国：1,727,221 人 （前年比 2,893 人増） : 285,080 事業所	（2）鳥取県雇用サポートデスク（鳥取県行政書士会） 対象者：県内事業者、県内在住外国人 等 R3 相談実績：12 件 （3）鳥取県国際交流財団相談窓口（（公財）鳥取県国際交流財団） 対象者：県内在住外国人 R3 相談実績：391 件 外国人コーディネーターの配置：鳥取（英語、中国、ベトナム）、倉吉（ベトナム）、米子（中国）。 曜日により対応可能な言語が異なるが、テレビ会議システムにより、他の事務所のコーディネーターとも相談ができる。 ※そのほか、鳥取労働局では、労働相談窓口に英語とベトナム語の通訳を配置し、対応している。 <新型コロナウイルス感染症に係る情報提供> （1）県ホームページにて新型コロナウイルスに関する最新情報の提供を多言語で行っている。また、外国人材を雇用する企業に対し、コロナ感染防止やワクチン接種に関する多言語のチラシを作成して配布した。 （2）国際交流財団より、県内在住外国人に対して、以下のとおり新型コロナウイルス感染症に係る情報提供を行っている。 ①Facebook による多言語での発信。（英語・やさしい日本語、中国語（簡体字）、中国語（繁体字）、ベトナム語） ②国際交流財団のホームページにて周知。（日本語、英語、中国語（簡体字）、ベトナム語） ※そのほか、外国人技能実習機構から外国人技能実習生に向けて多言語で情報提供を行っている。		
1 3	地域別最低賃金について 生活不安、雇用不安を抱える中で地域別最低賃金は、社会安定のセーフティネット	・最低賃金は、最低賃金法に基づき、地域の景気や企業収益の現状を精査し、公労使が委員として参加する「地方最低賃金審議会」において慎重に議論されているが、8	・最低賃金の引上げに向けた企業の取組を支援するため、国においては中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金（業務改	商工労働部（雇用政策課、企業支

である。2021 連合リビングウェイジ（単身者の最低生計費をクリアする賃金水準）では鳥取県時給換算額は 980 円である。経済財政運営の指針「2022 骨太の方針」には、「できる限り早期に全国加重平均が 1,000 円以上となることをめざし、引き上げに取り組む」とした方針が示された。 現在の地域別最低賃金の全国加重平均額は 930 円で、東京の 1,041 円が最高である一方、鳥取県（821 円）を含む 17 県では未だ 830 円未満であり、地域間格差が拡大している。 鳥取県は、人口・労働力の他県への流出、産業構造の問題、教育機関が少ない等の要因がある中で、労働者、特に若者にとって希望の持てる賃金とする必要がある。鳥取県経済の好循環を生み出すためにも、生産性向上をはじめとする中小企業・小規模事業所に対する実効性ある支援策、事業者間取引条件の改善、県施策の利活用の促進などをはかられたい。 加えて、10 月発効以降、県発注の公契約で、最低賃金改定による影響が発生する場合は、速やかに是正されたい。	月 2 日に厚生労働省の中央最低賃金審議会において「31 円引上げ（鳥取県を含む D ランクの地域は 30 円）」との答申が示された。これを受けて今後、鳥取地方最低賃金審議会において審議が行われ、近日中に県の最低賃金の引上げ幅について答申が示される予定である。 事業者のニーズに沿った経済対策を実施するため、商工団体や市町村の首長との意見交換の場を設けてきたほか、事業縮小・廃止、雇用調整等の危機に直面する県内企業の事業再生・雇用維持等を関係機関・団体と連携し支援する「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」を構築し、案件ごとに各種支援を実施している。	善助成金）制度があり、これらの助成制度や、賃金規定の見直し等の相談に応じる「働き方改革サポートオフィス鳥取」などの相談窓口の周知を行っていく。 - また、県では長期化する物価高騰等で労働者の生活不安が増す中、一定の賃金アップを目指す中小企業者を支援するため「賃金アップ環境整備応援補助金」を 9 月補正予算に提案しているところ。 ＜賃金アップ環境整備応援補助金概要＞ 【対象者】 県内中小事業者（個人事業主を含む。）のうち、事業所内で最も低い賃金が 885 円以上 1,000 円以下の事業者（規模 100 人以下の事業場に限る） 【対象事業】 事業所内で最も低い賃金を一定額以上引上げるための計画を策定し、生産性向上、労働能率の増進に資する設備投資等を行う事業 【支援内容】 対象事業費に 3 分の 2 を乗じた額（事業場内最低賃金引上げ額及び引上げ労働者数に応じ、50 円以上引上げる場合には最大 2,000 千円、100 円以上引上げる場合には最大 3,000 千円を上限とする） - 最低賃金が改定される際には、改正額及び発効期日の周知に合わせて、庁内各課に通知しており、業務委託等行う場合には留意するよう徹底を図る。 - 引き続き関係機関と連携しながら人口減少、国内市場縮小といった厳しい環境においても成長していけるよう、県内企業の生産性向上・働き方改革・技術革新等	援課)
---	--	---	------------

			への挑戦をより積極的に支援していく。 ・県内企業の事業継続、雇用維持について、今後も市町村や関係団体と連携・協力をして速やかな経済雇用対策を進めるとともに、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の増額など、全国知事会等を通じた要請活動を実施していく。また、引き続き「新型コロナ対策企業・雇用サポートチーム」による機動的な支援を実施する。	
14	あらゆるハラスメントの根絶とジェンダー平等で多様性を認め合う社会の実現について (1) ハラスメント対策関連法による就職活動中の学生や顧客・取引先など第三者に対するハラスメントに関する事業主の防止措置義務の周知徹底をはかるとともに、あらゆるハラスメントの根絶に向けた就業環境の整備に取り組まれない。	・ハラスメント防止に関する取組として、中小企業労働相談所「みなくる」において、労働相談への対応やセミナーの開催、社内研修への講師派遣など、事業主と労働者双方に対してハラスメント防止に関する支援をしている。また、とっとり働き方改革支援センターでは、事業主に対して専門家派遣（社会保険労務士等）によるハラスメント防止に係る助言・就業規則整備支援も行っている。	引き続きみなくる等と連携し、各種ハラスメントの防止をはじめとした働きやすい職場環境づくりに取り組んでいく。	商工労働部（とっとり働き方改革支援センター）
	(2) 鳥取県「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」、「第2次鳥取県女性活躍推進計画」等の実効性を高める取り組みと県民への見える化をはかるため、女性活躍課などの担当部署の一層の体制強化に加え、関係機関への財政支援を通じた機能の強化・充実や地域の多様な主体との積極的な連携を強化されたい。	・本県においては、副知事を座長とした庁内推進体制を構築し、あらゆる施策が男女共同参画の視点をもって実施されるよう、各部局が連携して取組んでいる。 ・さらに、「鳥取県男女共同参画審議会」や「女星活躍とっとり会議」において、男女共同、女性活躍等に関する施策の検討・進捗管理を行い、商工団体等関係機関や事業者と一体となって取り組んでいる。 ・また、男女共同参画推進の拠点施設「男女共同参画センター」では、市町村や民間団体と連携したセミナーや出前講座等の普及啓発、相談支援、図書・啓発DVD貸出等の情報提供、男女共同参画に取り組む団体への活動支援などを行っている。	「性にかかわらず誰もが共同参画できる社会づくり計画」及び「第2次鳥取県女性活躍推進計画」の内容を着実に実行するため、引き続き、商工団体等関係機関と連携し、男女共同参画、女性活躍の推進に取り組む、施策の実施状況等について、県ホームページ等を活用して広く周知を図っていく。 併せて、「男女共同参画センター」では、普及啓発、情報提供、相談支援等に取り組むほか、同センターの活動団体支援措置について幅広い利用を呼びかける等、男女共同参画の一層の推進に取り組む。	令和新時代創造本部（女性活躍推進課）

	(3) 多様な家族のあり方やライフスタイルを認め合う社会の実現に向けて、当面は旧姓・通称の使用範囲の拡大により不都合の解消・利便性の向上をはかりつつ、選択的夫婦別氏制度の早期導入に取り組まれない。また、同性パートナーの権利の確保に向けて、当面の策としてパートナーシップ条例を制定されたい。	・選択的夫婦別姓制度については、国の第5次男女共同参画基本計画において「国民各層の意見や国会における議論の動向を注視しながら、司法の判断を踏まえ更なる検討を進める」とされていることから、国において様々な観点から議論されるものと認識しており、その動向を注視している。 本県では、令和3年4月に鳥取県人権尊重の社会づくり条例を改正し、「性別、性的指向、性自認等あらゆる事由を理由とする差別を禁止するとともに、人権に関する問題への取組を推進し、人権が尊重される社会づくりを図る」と規定した。 また、同性パートナーシップ条例（同性カップルが、お互いを人生のパートナーとすることを宣誓されたことを自治体が証明し、家族同等の扱いを受けやすくする制度を定める条例）という形によらず、実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられるよう取り組んでいる。 具体的には、県立病院では患者ご本人の了解が得られた場合に家族面会及び医療同意を行っているほか、県営住宅については、公正証書等によるパートナー関係が確認できた場合に入居可能にする取組を行っている。 なお、住民にとって身近な自治体である市町村について、県内では令和4年7月に境港市がパートナーシップ宣誓制度を導入するなどの動きが出始めている。	・選択的夫婦別姓制度については、引き続き国の動向を注視していく。 同性パートナーの権利確保に向けたパートナーシップ条例については、次の理由により制定することは考えていない。 ①鳥取県人権尊重の社会づくり条例について、左記のとおり既に改正を行っている。 ②県では実質的に同性パートナーの方も等しく県の行政サービスを受けられるよう左記のとおり既に取り組んでいる。 引き続き、性的マイノリティの人権に関する啓発に力を入れ、性的マイノリティの理解促進、当事者が抱える生きづらさの支援の在り方を検討するなど、多様な性を認め合う社会づくりに取組を進めていく。	令和新時代創造本部（女性活躍推進課） 総務部（人権・同和対策課）
15	人権尊重の社会づくりについて インターネットや SNS を乱用した「鳥取ループ・示現社」に代表される部落差別の拡散助長活動に法規制が追い付いておらず、現在も部落差別拡散助長動画が配信され不特定多数が閲覧できる状況にある。ネットモニタリングなどによる監視・削除要請とともに、「鳥取県人権尊重の社会づくり条例」に差別行為を削除することが可能	プロバイダ責任制限法では、侵害情報の送信防止措置（削除等）を講じるか否かについては、プロバイダ等の判断に任されており、ガイドライン等が示されるにとどまっている。 令和3年9月に東京地裁の判決で被差別部落地名リストをネット上に公開するのは違法との判断が示された。 令和4年6月にインターネット上の誹謗中傷対策で「侮辱罪」を厳罰化し、現行の懲役や罰金刑を対象とする改正刑法が成立した。	条例は、日本国憲法第94条及び地方自治法第14条により法律の範囲内で条例を制定することができる。とされている。 ネット上の人権侵害情報の削除等は、プロバイダ責任制限法でプロバイダの判断に任されており、条例に差別行為を削除することが可能となる条項を規定することはできない。 引き続き、国に対して、法改正も含めた	総務部（人権・同和対策課）

	となる条項を盛り込まれたい。また、早期の法規制を国に働きかけられたい。	鳥取県では、令和元年7月に県、市町村、及び賛同するその他の協力団体において、差別的な書き込みに対し効率的、効果的に削除依頼を行う等、適切な対応を行うことができるよう鳥取県同和対策協議会の作業部会として、ネットモニタリング・ネットワークを発足し、先進地の取組研究や情報共有等の取組を進めてきており、令和4年4月から、同ネットワーク体制を再構築し、取組を強化した。 国に対しては、インターネットを利用した差別表現の流布等、部落差別をはじめとする様々な差別や人権侵害事案を解決するため、法整備も含めた実効性のある救済制度を早急に確立することを要望している。	実効性のある人権救済制度の確立を求めて参りたい。	
16	生活困窮者自立支援体制確立について (1) 生活困窮者自立支援事業のさらなる質の改善に向け、好事例などの情報収集・分析・提供など、実施自治体に対する支援の強化を国に働きかけられたい。	・国では、生活困窮者自立支援制度の充実、支援強化に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介のほか、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業等を実施されている。	国においては、生活困窮者自立支援事業の質の改善に向け、ホームページ上での自治体事例検索ツールによる事例紹介、事業実施に関するコンサルティングを行う専門スタッフ派遣事業、担当者向け研修等を実施されており、本県においても当該支援制度を活用しているところである。 今後も必要に応じて、実施自治体に対する支援の強化について国に働きかけて参りたい。	福祉保健部 (福祉保健課)
	(2) 企業への委託事業である就労訓練事業（いわゆる「中間的就労」）の認定にあたっては、貧困ビジネス防止の観点から、安全衛生の確保や情報公開、報告の徹底など厳格な対応をされたい。	・本県における認定就労訓練事業所は、令和4年7月現在で8団体。 ・県及び鳥取市（中核市）において、就労訓練事業を健全に遂行するに足る施設、人員及び財政的基礎、就労訓練事業の実施状況に関する情報公開、就労支援に必要な措置、安全衛生等の作業条件等の認定基準に基づき認定。 ・認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあつせんを受けて生活困窮者や生活保護受給者を受け入れ、自立相談支援機関と連携して利用者に対する適切な支援の実施を確保することとされている。 ・令和3年度実績：1事業所1名受入	就労訓練事業所の認定にあたっては、認定基準に基づき厳格な審査を行っている。 また、就労訓練事業の実施は、自立相談支援機関によるあつせんが前提となっているため、貧困ビジネス等の不適切事案が発生しないよう、引き続き各自立相談支援機関と連携を図っていく。	福祉保健部 (福祉保健課)

(3) 生活困窮者自立支援事業の実施にあたり、NPOや社会福祉法人、社会福祉協議会、労働者福祉協議会などの社会資源を活用する。また、事業団体の選定にあたっては、事業委託者の継続性やスキル、相談員の雇用継続を重視し、複数年契約などを積極的に実施されたい。	【生活困窮者自立支援制度に基づく県事業の委託状況】 ・自立相談支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・就労準備支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・家計改善支援事業：三朝町社協、大山町社協 ・学習支援事業：大山町社協 ・市町村支援事業（バックアップ事業）：県社協	生活困窮者自立支援制度に基づく県事業においては、NPO 法人や社会福祉協議会への事業委託も活用して実施している。 財源となる国補助事業が単年度であることも踏まえ、委託事業の複数年契約については、県事業において現時点で実施の予定はないが、委託事業者の選定にあたっては、地域の関係機関や住民とのネットワーク構築の観点から、委託事業者の継続性等も考慮している。 引き続き、社会資源を有効に活用した事業実施に努めていく。	福祉保健部 （福祉保健課）
(4) 自治体においては、保健、医療、住宅、経済など関係部署の緊密な連携による横断的な制度の実施体制を確立されたい。特に、今後低年金・無年金の単身高齢者の増加が予想されることを踏まえ、高齢の生活困窮者に対し、本人の意向をふまえつつ健康、居住、就労、家計面等の支援が組み合わせられるよう、支援体制のあり方を検討されたい。	・社会福祉法改正（H30年4月施行）により、市町村が属性を問わない包括的な支援体制づくりに努める旨が盛り込まれた。 ・また、令和2年6月にも社会福祉法が改正され、包括的な支援体制構築のための新たな事業が創設。属性を超えた支援を円滑に行うことを目的に、高齢、障がい、子ども、生活困窮の各制度の関連事業について、一体的な施行を行うことができる新たな交付金も創設。	住民に身近な市町村において、複雑化、複合化した支援ニーズに対応する包括的な支援体制を整備、充実していただくことが重要と考え、人材育成等の従来からの取組に加え、令和2年度からは、専門チームによる市町村への助言や補助制度等を実施している。 今後も、市町村が包括的な支援体制を整備、充実していけるよう支援していく。	福祉保健部 （福祉保健課、長寿社会課）
	<就労> 県立ハローワークでは、これまでも担当就業支援員による伴走型支援により、高齢者など特に手厚い支援を要する者を含め、求職者に寄り添ったマッチング支援を行っている。 特に令和3年度からは、高齢者の就労機会の確保を図るため、求人企業に対し、1人役分の労働力を複数人の高齢者でまかなう「モザイク型就労」の提案を積極的に行っている。 更に、令和3年8月から、県内各圏域の生活困窮者自立支援推進会議の構成機関に県立ハローワークも加わることで、今後、福祉関係の支援機関との連携を強化し、	引き続き、高齢者を含め、就職困難者に寄り添ったマッチング支援を行っていくとともに、求人企業への「モザイク型就労」の提案などにより、就労機会の拡大を図っていく。 併せて、高齢者を含めた生活困窮者に対し、実効性のある就労支援となるよう、引き続き福祉関係支援機関との連携を図っていく。	商工労働部 （県立ハローワーク）

		生活困窮者への効果的な就労支援体制を構築していくことを確認したところである。 また、新型コロナウイルス感染症や物価高騰等の影響を受け生活困窮されている方等が生活の基盤を整え、自立できるよう、県立ハローワーク内に令和4年7月から新たに「生活困りごと相談窓口」を設置しているほか、令和4年8月6日（土）を皮切りに毎月第1土曜日のイオンモール鳥取北出張相談を開始し、窓口の強化を行っている。		
17	子どもの貧困対策について (1) 地域における子どもの生活実態を把握し、経済的支援を含めた必要な支援を迅速かつ積極的に行うとともに、子どもに対する教育の機会均等を保障されたい。	県では、子どもの貧困対策として、子どもの居場所づくり事業や学習支援充実事業により、市町村の取組に対する支援を行っている。 ・子どもの居場所づくり事業 子どもの居場所づくり事業の立ち上げ経費及び運営費に対し、市町村が負担する経費への補助。(事業立ち上げ支援：県 2/3・市町村 1/3)、運営費：県 1/2・市町村 1/2) ・学習支援充実事業 市町村が、国庫補助制度では対象とならない一般世帯の子どもを含めた学習支援を実施する場合の一般世帯の子どもの経費、また、放課後児童クラブを活用して、生活困窮世帯等の子どもを含めて学習支援を行う場合の経費を支援(県 1/2・市町村 1/2)	地域における各世帯の実態は、まずは身近な支援を行う市町村において把握されるものと考えているが、国施策や市町村の事業実施状況等を踏まえ、今後も県として必要な支援を行っていく。	子育て・人財局（家庭支援課）
	(2) 子どもの7人にひとりが貧困と言われている状況の中で、県内子ども食堂が子どもの居場所づくりの場として活用されている。子ども食堂への支援策を含めて、県としての子ども貧困対策を充実強化されたい。			子育て・人財局（家庭支援課）
	(3) 子ども食堂の支援策として、行政窓口（出先機関含む）等にフードドライブ受付箱の設置を検討されたい。通年した県民総がかり的な取り組みとなるよう広報活動にも取り組まれたい。	食品ロス削減の観点から、家庭や事業所等で余っている食品を持ち寄り、食糧支援団体等に提供する「フードドライブ」を実施し、活動に対する理解と認知向上を図っている。	令和4年度からフードドライブ活動を年1回から年3回に増やすとともに、市町村等にも受付窓口を設置して実施する。また、この期間以外でも、余剰食品等の情報があつた場合、関係機関等に情報を提供し、食品等を提供する。	生活環境部（循環型社会推進課）
	(4) ヤングケアラーの社会的認知度向上の取り組みを強化し、地域での把握と支援につなげる仕組みづくりを進めるとともに、子どもの貧困の解消に向けて、ひとり親家庭への総合的な支援な	(ヤングケアラーに関する取組) 県が令和3年7月に実施した鳥取県青少年育成意識調査によると、小学5年生の1.8%、中学2年生の2.0%、高校2年生の3.2%、青年層（19～29歳）の5.1%がヤングケアラー（又は若者ケアラー）という実態が明らか	(ヤングケアラーに関する取組) ヤングケアラーに関する社会的認知度向上と相談窓口を更に周知するため、9月に小学4～6年生向けにマンガを用いた分かりやすいチラシを作成して相談窓口等につ	子育て・人財局（家庭支援課）

	どを強化されたい。	になった。 県としてもヤングケアラー対策は早急に取り組むべき課題と認識しており、令和3年度は児童相談所に相談窓口を設置し支援体制を構築するとともに、メディアや啓発用リーフレットを作成するなどしてヤングケアラーの認知度向上に努めてきた。 令和4年度は、電話相談窓口を24時間化するとともに、LINE相談窓口の開設、ヤングケアラーオンラインサロンの月1回開催など、ヤングケアラーの支援体制を強化している。 子ども自身や周囲の方をはじめ社会全体がヤングケアラーについて知り、ヤングケアラーであることの気付きの感度を上げることが必要。 そのなかでも、学校が、子どもが長時間を過ごし、ヤングケアラーを発見しやすい場所として、教職員がヤングケアラーの特性を踏まえて子どもや保護者と接することで、ヤングケアラーの早期発見・把握につなげるため、教育委員会と連携して取組を進める必要がある。 (ひとり親支援) ・県では、新型コロナウイルス感染症拡大の影響により生活や子育てに課題を抱えるひとり親家庭が適切な支援を受けられるよう、令和3年6月に県内3カ所の県立ハローワーク内に「ひとり親家庭相談支援センター」を設置し、子育ての悩みや家計管理、就職等の相談受け、必要な支援が受けられる機関へと繋いでいる。	いて啓発を行う（中高生に対してもリーフレットを配布、小学1～3年生は、保護者向けに中高生用のリーフレットを配布する）。 また、コンビニのレジ液晶や県内主要駅の構内デジタルサイネージ広告を活用して、相談窓口の周知やヤングケアラーの社会的認知度向上に取り組む。 さらに、支援者がヤングケアラーに早く気付く体制を構築するため、支援者に対する研修を行うとともに、支援者自らがヤングケアラーについて研修を行う費用を補助する。 加えて、対策会議の意見等を参考にするなどして今後も引き続き取組を進める。 (ひとり親支援) ・時間的な問題、地理的な問題で「ひとり親家庭相談支援センター」に来所できない方のために、子ども食堂等へ出張相談などプッシュ型の相談支援に取り組むとともに、相談支援員の知識向上のための研修を積極的に実施し、多種多様な相談に対応できるよう取り組んでいく。	
18	公契約条例及び公共サービス基本条例の制定について (1) 県外事例ではあるが、委託保育所保育士の処遇の低さから、中途退職が増加し、職員の入れ替わりが激しく、子どもたちへの悪影響が出ているなど、	【他県の状況】 ○公契約の基本理念を定めた条例 ・「長野県の契約に関する条例」(H26.4.1施行) ・「岐阜県公契約条例」(H27.4.1施行) ・「愛知県公契約条例」(H28.4.1日施行) ・「沖縄県の契約に関する条例」(H30.4.1日施行) ・「事業者等を守り育てる静岡県公契約条例」(R3.3.26施	・最低賃金等労働者の労働条件に関する基準は、憲法の規定により労働法制の枠組の中で定められていることから、公契約においても、国が必要な制度設計を行うことが適当であると考えている。 ・本県では、適正な労働条件の確保等に向	会計管理局 (会計指導課)

	公共サービスの質の確保が求められる。公共サービスの質の確保と公正労働基準を確保するため「自治体最低賃金」や「業務委託・指定管理者制度におけるモニタリングの導入」を定めた公契約条例を制定されたい。	行) ・「滋賀県が締結する契約に関する条例」(R4. 4. 1 施行) ○公契約の相手方に最低賃金額以上の支払を求めた条例 ・「奈良県公契約条例」(H27. 4. 1 施行) ・「県が締結する契約に関する条例」(岩手県:H28. 4. 1 施行) ○いずれの県も、「野田市公契約条例」(H21. 9. 30 施行)のように設計単価の一定割合以上の賃金の支払を相手方に求めるものではない。 【県議会での対応】 ○平成 21 年に本県議会で公契約に関する基本法の制定を国に求める意見書が採択された(平成 21 年 3 月 25 日)。	けて最低制限価格制度をしっかりと機能させるよう、契約事務処理要領に盛り込み、研修等で周知徹底を図っている。 ・今後も国の動向や他県の状況を調査しつつ、現行制度の確実な運用に努め、適正な公契約が行われるよう取り組んでいく。	
		指定管理者の業務状況については、現状、以下のとおり各施設所管課において確認を行っている。 ・毎月の業務報告の作成・提出(標準協定書に記載) ・年 1 回事業報告書を提出(指定管理条例)させ、実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表(指定管理業務点検要領) ・指定管理中間年終了後に、外部評価を実施(指定管理業務点検要領)	指定管理者の業務状況については、各指定管理者と結ぶ協定書の中で毎月の業務報告等を求めているなど、一定の業務モニタリングを実施している。また、年 1 回実地の検査等を行い「点検・評価シート」を作成・公表するとともに、指定管理中間年終了後には、外部評価を実施し、評価結果を次期指定管理の選定時に反映させるなど、様々な手法・視点で点検しホームページで公表しているところ。	総務部(行財政改革推進課)
	(2) 公共サービスの質の確保と自治体の責務を明確化するために「公共サービス基本条例」を制定されたい	公共サービス基本法は平成 21 年 5 月に成立。公共サービスに関する基本理念、行政の責務と役割分担、従事者の適正な労働条件の確保などを定めたもの。地方公共団体は、基本理念にのっとり公共サービスを実施する責務を有すると定められている。	公共サービス基本法の趣旨を踏まえ、パスポート発給事務の充実、住民により身近な主体が福祉サービスを提供するための福祉事務所の市町村移管、雇用の安定にも配慮し指定管理期間の 3 年から 5 年へ延長するなどの施策を行ってきた。また、指定管理者については業務の状況を定期的に把握するとともに管理状況をホームページでも公表し、透明性の確保にも努めてきたところ。	総務部(行財政改革推進課)
1 9	各種選挙における投票率向上に向けた取組について	頻繁に人の往来がある施設への期日前投票所の設置については、県内では鳥取市、米子市及び倉吉市が取り組	期日前投票所の設置は、投票環境の向上につながる取組であり、市町村選挙管理委	地域づくり推進部(市

(1) 昨今、投票率低下が危惧され、鳥取県においても例外ではない。投票率を上げる有効な手段としての身近な期日前投票所については、以前に比べ設置場所は充実してきているが、期間が限定されているため、有権者の生活行動（買い物や交通施設を利用した移動等）を踏まえた利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等への更なる増設により、投票しやすい環境の拡充につとめられたい。	でいる。 ・鳥取市 イオンモール鳥取北店 ・米子市 イオン米子駅前店 ・倉吉市 パープルタウン また、鳥取市では、鳥取大学や公立鳥取環境大学に期日前投票所を設置している。 なお、平成28年4月の公職選挙法の改正により、属する投票区に関係なく投票できる「共通投票所」を設置することが可能となったが、共通投票所の設置には二重投票防止のための通信環境を整備することが必要なため、県内では設置事例がなく、導入する自治体は全国的にも少ない状況である。	員会に対して引き続き情報提供を行い、積極的な取組を働きかけていく。	町村課（選挙管理委員会事務局）
(2) 引き続き、民主的社会の形成者を育てていくために、学校における主権者教育を推進され、社会の一員として自立し、権利を行使することにより社会に積極的に関わろうとする主権者の育成をはかられたい。 【意見交換における意見】 国政選挙のたび、県教育委員会は〇〇選挙における服務規律について通知しているが、違反例のみを示していることから選挙に関わるのは良くないことではないかと誤解し、子どもたちに主権者として政治に関わる必要性を教えることをタブー視してしまう教職員が一定数いる。積極的に子どもたちに政治に関わる主権者教育を行うことができるよう、禁止事項だけでなく教育公務員としてできることも含めて通知していただきたい。	学校における主権者教育は、教育機関と連携して取り組んでおり、選挙管理委員会事務局職員が学校に出向き、選挙に関する知識や投票の意識等について授業（選挙出前講座）を行っている。 ＜選挙出前講座の実施状況＞ R3年度実績：19回（小0、中1、高14、特別支援4） R2年度実施：28回（小2、中1、高20、特別支援5） R元年度実施：24回（小1、高19、特別支援4） ＜啓発冊子「政治と選挙」の作成＞ 選挙啓発冊子「政治と選挙」を作成(10,000部)し、県内高校（公立・私立）3年生全員に配付するとともに、選挙出前講座等で活用している。	主権者教育の推進については、教育機関と連携した選挙出前授業の実施に引き続き取り組んでいく。	地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局）
	県立高校では、政治・経済や地域社会への関心を高めるとともに、選挙の大切さを理解し、社会に参画する自覚をもった未来の主権者を育成することを目的として、主権者教育に取り組んでいる。具体的には、模擬選挙等の実践的な教育活動と併せて、総務省・文部科学省が作成した副教材の活用や「現代社会」（「公共」）又は「政治・経済」の授業などで、選挙制度の仕組み等についての学習を行っている。また、グループ討議やディベート等を行い、生徒が自ら考え、意見を持ち、表現していく学習にも取り組んで	県立高校では、公民科、総合的な探究の時間、LHR等の特別活動における学習を通して、引き続き民主主義の理念や仕組みに関する知識、政治的教養を身に付けることができるように努めていく。また、話し合いや討論、生徒会選挙、生徒総会や各種委員会の活動、模擬選挙、地域課題解決型学習等の体験的な学びを通して、主権者教育の充実を図っていく。	教育委員会（高等学校課）

	いる。	その中で、例えば校則については、各高校において、生徒が校則について考える時間を設定し、その見直しについて協議するといった積極的な取組を促していく。 自分たちの行動が変化につながることで、生徒一人一人が社会の中で自立し、他者と連携・協働しながら社会を生き抜く力や、地域の課題解決を社会の構成員の一員として主体的に担うことができる力を身に付けることができるよう努めていく。 【意見に対する回答】 毎年、各県立学校に総務省、文部科学省が作成した政治や選挙に関する副教材「私たちが拓く日本の未来」を、1 学年分ずつ配布している。また、副教材の指導書には、副教材を活用した指導事例（政策討論会や模擬選挙、模擬請願等）の他、学校における指導に関する Q & A も掲載されており、主権者教育の推進のために必要な情報は各学校に周知している。	
(3) マイナンバー制度を活用したデジタルデバйд対策や不正防止等に留意しつつ、指定された場所以外での投票も可能とする電子投票制度の導入について具体的に検討されたい。また、それまでの間、高齢者、障がい者、傷病者、妊婦、海外赴任者などの選挙権を保障するため、郵便等投票制度の手続きの簡素化および対象者の拡大を国に働きかけられたい。	電子投票は、平成 14 年 2 月に特例法が施行され、条例を定めることにより、地方選挙に限って導入することができることとされている。（なお、現行の電子投票制度は、投票所において電子投票機を使用して投票を行う仕組みであり、指定された場所以外で電子的な方法により投票を可能とするためには法改正が必要。） これまでに 10 団体 25 回の地方選挙で電子投票が実施されたが、電子投票機を供給していた事業者が、採算性等の面から機器の更新ができず、機器の供給が困難になったことから、現在は実質的に電子投票が実施できない状況であり、国において、タブレット端末等の汎用機の活用を念頭に見直しが行われている。	電子投票は、現状では電子投票機の供給事業者がおらず実質的に導入が困難であるが、国における見直しの検討状況等を注視していく。 郵便等投票の対象者の拡大については、都道府県選挙管理委員会連合会を通じて国に制度改正を要望しているところであり、引き続き、投票制度が選挙人にとってより利便性の高いものとなるよう、国に対して要望していく。	地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局））

		また、国においては、現在、在外選挙に関してインターネット投票の実現に向けて検討を行っているところであるが、国内におけるインターネット投票については、技術的には在外選挙インターネット投票の延長線上にあるが、選挙の公正確保などとの関係からなお議論が必要とされている。 郵便等投票は、身体に一定程度以上の重度の障がいがある者又は介護保険の要介護状態区分が要介護5の者が利用することが可能。 総務省の「投票環境の向上方策等に関する研究会」報告（平成29年6月）において、郵便等投票の対象を現行の要介護5から要介護3の者まで拡大するよう提言がなされたことを踏まえ、現在、議員立法により公職選挙法を改正する動きがある。		
20	参議院選挙における合区解消に向けて 参議院選挙における合区については、都道府県という単位の政治的重要性に鑑み、参議院に地方の事情に精通した全国民の代表としての活動など、二院制のもとでの独自の役割を果たすため、各都道府県代表が最低1人は選出できるよう、関係する法律や選挙制度を抜本的な見直しについて、引き続き、国に働きかけられたい。	公職選挙法の改正により、一部拘束名簿式（特定枠）が導入された。これにより、制度の運用次第によっては、全ての都道府県から代表を参議院に送ることが可能となった。 しかしながら、鳥取県から選出された議員を確実に参議院に送るためには、合区を解消し、鳥取県選挙区を置くことが必要であり、抜本的な選挙制度の見直しが必要である。	今後の参議院選挙に向けて、憲法改正等により、投票価値の平等との調和を図った上で合区を抜本的に解消し、都道府県単位による選挙区選挙制度を実現するよう国に求めており、令和3年度は7月及び11月に、令和4年度においても7月に合区解消を求める国要望を行ったところである。 また、全国知事会としても積極的に衆・参議院議長、各党代表者等に対し、合区解消の要請活動を行っている。	地域づくり推進部（市町村課（選挙管理委員会事務局））
21	教育の機会均等の保障、 教育環境施策の拡充について （1）子どもへの貧困の連鎖を食い止めるため、教育行政だけでなく労働・福祉なども含めた総合的施策を推進されたい。	県では、鳥取県子どもの貧困対策推進計画（第二期）（R2.3策定）に基づき、4つの柱（①教育の支援、②生活の安定に資するための支援、③保護者に対する（職業生活の安定と向上に資するための）就労支援、④経済的支援）により行政、地域、家庭が一体となって総合的に施策を推進している。 （令和4年度総事業費 99.2 億円）	貧困の世代間連鎖を失くし、全ての子どもたちがその経済的な環境に左右されることなく、夢と希望をもって成長していけることを目指して、県を挙げて総合的に施策に取り組んでいく。	子育て・人財局（家庭支援課）
	（2）「児童虐待防止法」を実効あるものとするため、スクールカウンセラー、ス	本県では、スクールカウンセラーは全公立中・高・特別支援学校に配置しており、中学校配置のスクールカウンセ	引き続き、連絡協議会及び研修を実施し、児童虐待に関する内容の充実を図っていき	教育委員会（いじめ・

クールソーシャルワーカーの常勤配置など具体的な施策とともに、研修の内容・機会の充実をはかられたい。 【意見交換における意見】 市町村立学校の場合、スクールソーシャルワーカーは各学校に常勤していないため、様々な背景を背負わされている子どもに十分対応できていない状況がある。スクールソーシャルワーカーの全校常勤配置に向け、事業費補助の拡充を行っていただきたい。	ラーが校区内の小学校にも対応している。 また、研修等については、連絡協議会（年２回）、東、中、西部の各域内で年間１～２回実施している。 スクールソーシャルワーカーについては、県立学校に８名（高等学校５名、特別支援学校３名配置し、全県立学校に対応している。 また、県内１８市町村がスクールソーシャルワーカーを配置しており、県は事業費の補助を行っている。研修等については、県と市町村合同の連絡協議会（年２回）、資質向上研修（年５回）を実施している。 児童虐待に関する研修内容としては、令和２年２月に当センターが作成した「虐待防止マニュアル」を活用して行政説明会や研修を開催し、周知を図っている。	たい。また、学校の実態やニーズ等を把握し、配置時間数や配置人数の拡充を検討していく。 【意見に対する回答】 市町村立学校へのスクールソーシャルワーカーの配置形態については、各市町村の判断となるが、市町村から県補助金の増額要望があった場合はこれまでも補助金要望額には対応してきており、引き続き必要な補助ができるよう検討していく。	不登校総合対策センター)
(３) 子どもたちに対して効果的な教育活動を持続的に行えるよう、教職員の多すぎる業務を具体的に削減し、所定労働時間で業務を終えることができるよう改善されたい。同時に、教材研究、授業準備の時間を保障する人的条件整備をはかられたい。 【意見交換における意見】 ・ 2021年４月策定から１年経過した「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」により、時間外業務がどれだけ減少したのか具体的数値を教えていただきたい。 ・ コミュニティスクールを活用した「学校及び教員が担う業務の明確化」の進捗状況、仕分け内容を教えていただきたい。 小学校高学年教科担任制や専科指導等を含めた弾力的運用により、学級担任の持ち時間数、及び、在校等時間がどれだけ減ったのか具体的数値を示していただきたい。	教職員の働き方改革には従前から取り組んでおり、令和３年４月に、これまでの成果と課題を踏まえた「新鳥取県教育委員会学校業務カイゼンプラン」を策定し、時間外業務時間が月４５時間、年間３６０時間を超える長時間勤務者の解消を目標に各種取組を推進しているところ。 授業時間確保等の取組については、加配等の人的措置に加え、小学校高学年教科担任制や専科指導等を含めた弾力的な運用を推進し、学級担任の持ち時間数を減らす取り組みを行っている。	「新学校業務カイゼンプラン」の重点取組事項である「ＩＣＴ等の活用による業務の削減、効率化推進」「学校及び教員が担う業務の明確化」「部活動の地域移行の検討」を中心に、各市町村教育委員会、各学校種校長等と緊密に連携を図りながら取組を進めていく。 人的条件整備については、国に対して教職員定数の改善や教員業務支援員の配置拡充等について、本年８月にも国に要望を行うとともに、少人数学級の弾力的運用の推進等により、担任の時間数削減や授業準備時間の確保等に努めていく。 【意見に対する回答】 新カイゼンプラン策定１年目の令和３年度における時間外業務時間（教員のみ）は以下のとおり。コロナによる増加要因が多かったが、全体としては各学校での働き方改革の推進等により減少傾向にあ	教育委員会（教育人材開発課）

		る。 <table><tr><th rowspan="2">校種</th><th rowspan="2">R2</th><th rowspan="2">R3</th><th colspan="2">(参考)</th></tr><tr><th>(R2・9月)</th><th>(R3・9月)</th></tr><tr><td>小学校</td><td>—</td><td>28.2h</td><td>(35.1h)</td><td>(31.8h)</td></tr><tr><td>中学校</td><td>—</td><td>30.7h</td><td>(40.6h)</td><td>(36.1h)</td></tr><tr><td>義務教育学校</td><td>—</td><td>29.8h</td><td>(42.1h)</td><td>(35.4h)</td></tr><tr><td>高等学校</td><td>15.8h</td><td>14.7h</td><td>—</td><td>—</td></tr><tr><td>特別支援学校</td><td>10.5h</td><td>10.8h</td><td>—</td><td>—</td></tr></table> ※市町村(学校組合)立学校は、令和2年度までは9月のみ集計。 ・「学校及び教員が担う業務の明確化」におけるコミュニティスクール（ＣＳ）の活用については、大栄中学校を、「ＣＳを活用した教育活動の充実と業務カイゼンの両立に向けたモデル校」に指定し、今後の展開に向けて好事例、手法を蓄積中である。 ・小学校高学年の教科担任制を含めた小学校における専科指導の実施により、令和３年度では多くの実施校で学級担任の空き授業時間を１日１時間程度確保し、教材研究や学級事務に充てることができたことから、在校等時間の削減につながれた。(在校等時間の減少については時間外業務時間の減少として上記表を参照)	校種	R2	R3	(参考)		(R2・9月)	(R3・9月)	小学校	—	28.2h	(35.1h)	(31.8h)	中学校	—	30.7h	(40.6h)	(36.1h)	義務教育学校	—	29.8h	(42.1h)	(35.4h)	高等学校	15.8h	14.7h	—	—	特別支援学校	10.5h	10.8h	—	—	
校種	R2	R3				(参考)																													
			(R2・9月)	(R3・9月)																															
小学校	—	28.2h	(35.1h)	(31.8h)																															
中学校	—	30.7h	(40.6h)	(36.1h)																															
義務教育学校	—	29.8h	(42.1h)	(35.4h)																															
高等学校	15.8h	14.7h	—	—																															
特別支援学校	10.5h	10.8h	—	—																															
(４) 保護者・地域住民への周知と中体連・高体連・各種競技団体等との調整のもと、部活動ガイドラインが遵守される環境を整備するとともに、学校に依存しない総合型地域クラブへの移行をすすめられたい。	令和５年度から行われる、中学校における休日の運動部活動の地域移行に当たっては、総合型地域スポーツクラブも受皿の一つになると目されているところ。 県では（公財）鳥取県スポーツ協会にクラブアドバイザーを配置し、総合型地域スポーツクラブの創設・活動等に関するアドバイスや講習会等を行っている。 また、クラブの創設や運営費等に要する経費はスポーツ振興くじ助成金（(独法) 日本スポーツ振興センター）の対象となっている。	地域移行に係る国施策の動向も踏まえつつ、県スポーツ協会や市町村、競技団体等と連携し、総合型地域スポーツクラブをはじめとした受入環境の整備支援を図っていく。	地域づくり推進部（スポーツ課）																																
	部活動の月計画の様式を県教委として定め、計画段階で	一部の遵守できていない部に対して、状	教育委員会																																

		管理職が確認することとしているため、概ね遵守できているが、一部の部で遵守できていない状況がある。 部活動の地域移行については、現在、本県における部活動の在り方や進め方について検討を行っている中で、部活動の受け皿の一つとして総合型地域スポーツクラブも考えているが、本県においては受け皿となり得るクラブが少ない又は地域によってはない現状がある。	況を確認しながら、指導していく。 今後も、令和3年度から設置している「鳥取県運動部活動在り方検討会」において、地域の実情に応じた部活動の地域移行の在り方を検討していく。	(体育保険課)
	(5) 子どもたちが安心して教育が受けられるよう、新型コロナウイルス感染症等、未知なる感染症の流行や地震・津波・洪水等の災害に備え、あらかじめ学校の防災備蓄体制を十全に整えられたい。	災害発生時に必要となる非常持ち出し品(児童生徒引き渡しカードや救急用品等)や備蓄品を学校防災マニュアル(地震・津波災害)に例示しており、各学校において予めリストアップした上で災害時に速やかに使用できるよう適正に管理することを求めている。 また学校が避難所になっている場合には、備蓄品の整備等を防災担当部局等とも連携しながら進めている。	今後も学校防災マニュアルに基づき、各学校の立地条件(浸水想定区域や土砂災害警戒区域)等も考慮しながら必要な備蓄品の整備を進めていく。特に特別支援学校においては通学区域が広範囲であることから児童生徒が帰宅困難となって学校に宿泊する可能性も想定し、飲料水や食料の備蓄及び医療機器に必要な電源の確保などの対策を今後も進めていく。	教育委員会 (教育総務課)
22	私立高等学校の振興と教育環境の整備、生徒・保護者の負担軽減等のための施策について (1) 学校経営の安定と教育環境の充実をはかるため、引き続き私学助成の維持・拡充をはかられたい。	私立高等学校への経常費補助に関しては、本県は生徒1人当たり単価で全国一の補助金額を助成している。	私学助成については、各私立学校の意見を聞きながら、必要に応じて充実を図っていく。	子育て・人財局(総合教育推進課)
	(2) 保護者負担を軽減するため、授業料等の減免措置や給付型奨学金について拡充をはかられたい。	私立高等学校等就学支援金は、平成26年度の国の制度改正により制度が拡充され保護者の負担が軽減された。 令和2年度から、国において実施された私立高等学校授業料実質無償化(就学支援金の上限額引き上げ)を踏まえ、本県では新たな県独自の支援金制度(総合支援金)を新設し、生活保護世帯については保護者負担額をゼロとした。 さらに、私立高等学校生徒の授業料減免補助金において、令和2年度から新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変世帯についても補助対象とし、令和4年度からは急変の翌年度以降も状況が改善していない世帯を継続補助することとしている。	今後も、各私立学校の意見を聞きながら、家庭の状況にかかわらず、すべての中学生、高校生等が安心して勉学に打ち込める環境を作るため、保護者の教育費負担の軽減について必要な支援を行っていく。	子育て・人財局(総合教育推進課)

		高等学校の授業料以外の経費の負担軽減のため、「高校生等奨学給付金」を給付している。 【対象者】生活保護受給世帯 非課税世帯（市町村民税・県民税所得割） ※新型コロナウイルス感染症の影響で家計急変した非課税相当と見込まれる世帯も対象	令和４年度において、非課税世帯を対象に高校生等奨学給付金に関する給付額を引き上げ、家庭でのオンライン学習に必要な通信費相当分を増額するなどの拡充を行ったところであり、今後も必要に応じて充実に図っていく。	教育委員会（人権教育課）
	（３）校舎内施設の増改築や補修がすすめられるよう、助成を拡充されたい。	鳥取県私立高等学校等大規模修繕等促進事業助成条例に基づき、私立高等学校の大規模修繕等に係る経費に対して補助を行うほか、各学校の借入金に係る利息の支払いに対して補助を行っている。 なお、県内私立高等学校について、平成３０年度末で文部科学省の耐震改修調査基準１００％を達成した。また、校舎が町からの借り受けで調査報告対象外の湯梨浜学園においても、令和元年度に耐震補強工事を完了した。	引き続き、県内私立高等学校の教育環境の向上等を図るため、必要な助成を行っていく。	子育て・人財局（総合教育推進課）
	（４）ＩＣＴを活用した教育環境整備について、助成の拡充をはかられたい。	国の私立学校情報機器整備費補助金（授業環境の高度化に資する機器整備に対する補助）や新型コロナウイルス感染症対策として創設された学校等における感染症対策等支援事業（感染症対策のための ICT 機器の整備等に対する補助）等のメニューが活用可能である。 また、県の私立学校教育振興補助金において、アクティブ・ラーニングを実践するために必要なタブレット等の ICT 機器整備、情報通信技術活用支援員の配置等の ICT 教育環境の整備推進を行う私立高等学校に対して補助を行っている。 さらに、新型コロナウイルスによる臨時休業時において、各家庭に Wi-Fi ルーターの貸与を行う私立学校に対して必要な経費を支援している。 加えて、授業目的公衆送信補償金制度（※）を活用して学校設置者が負担した補償金に係る経費を補助している。 ※ 教員が他人の著作物を用いて作成した教材を生徒の端末に送信する等、ICT の活用により授業の過程で利用するために必要な公衆送信について、文化庁が指定する団体に補償金を支払うことにより、個別に著	引き続き、ICT を活用した教育環境整備について国の補助事業の活用を促すとともに、県として必要な支援を行っていく。	子育て・人財局（総合教育推進課）

		作権者の許諾を得ることなく利用することができる。		
	(5) 就学支援金制度にかかわる事務負担の軽減について、引き続き取り組またい。	私立高等学校における就学支援金の支給事務については、事務費交付金を活用して、当該事務に従事する職員の賃金や手当を支援することにより、負担の軽減が図られている。 また、令和2年度から当該事務に係る国が整備した事務処理システムによるマイナンバーを利用した事務を開始し、それまで紙媒体により各校で行っていた事務の負担軽減が図られている。	保護者等からの申請をオンライン化し添付書類を削減することにより、さらなる負担軽減を図る等、引き続き、各私立学校の意見を聞きながら、事務の点検・見直しを図っていく。	子育て・人財局（総合教育推進課）
23	キャッシュレス決済の拡大・導入について 現在、鳥取県内では一部ＪＲ鉄道線においてＩＣカードが導入・運用されているが、県東部・中部地域においては導入に至っていない。将来的な交通政策のイメージでは「革新的統合移動サービス」として「キャッシュレス決済」を含めた総合交通戦略を描いているが、今後のＩＣカード等の拡大・導入の考え方を明らかにされたい。	<JR 西日本の動き> ・H28.12月 JR 西日本が山陰本線（松江・米子地区）及び伯備線の主要駅（出雲市～伯耆大山駅間、根雨駅、生山駅、新見駅）にICOCA 導入 ・H31.4月 JR 境線にICOCA（車載型 IC 改札機）を導入（導入経費約8億円） 今後については、現時点で、県内エリアでの具体的な動きはない。 <その他のキャッシュレス決済の導入状況> バスにおいては、鳥取市「くる梨」では流通系の各種キャッシュレスに対応しているほか、交通系ＩＣカードのICOCAの導入がR5.4に予定されている。またループ麒麟獅子」ではPayPay等のQRコード決済が導入されている。タクシー業界では概ねQRコードやクレジットカード等のキャッシュレス決済が導入されている。	交通系ICカードについては導入経費や導入後の維持経費が多くかかるなどの特徴もあることから、交通事業者や市町村の意向を踏まえ、導入を検討していきたいと考えている。 今年度、東部地域における、鉄道と路線バスの定額共通電子チケットの実証実験をはじめ、西部地域でもゾーン制運賃とQRコード決済の実証実験を検討しており、これらの実証実験の結果を踏まえ、費用対効果の高いキャッシュレス決済の手段の導入を目指していく。	地域づくり推進部（地域交通政策課）
24	燃油価格高騰に対する助成措置の拡充について 交通運輸産業を取り巻く状況は、コロナ禍で厳しい状況が続く中、ガソリン・軽油価格の上昇が追い打ちをかけるように企業業績を圧迫している。 荷主企業に対して燃油サーチャージの導	交通事業者への燃油価格高騰に対しては、国の対策のほか、県では従来エコタイヤの導入に係る支援を行ってきたが、令和4年5月の総合緊急対策で、交通事業者に対する緊急支援事業として「エコタイヤをはじめとし燃費向上に資する車両整備」への支援に拡充して実施している。 <対象>路線・高速・貸切バス約500台、タクシー約600台 約45,000千円	今後も燃油価格の高騰の状況を踏まえ、必要に応じて対策を実施していく。	地域づくり推進部（地域交通政策課）

	入や値上げを要請しても受け入れてはもらえず、自助努力にも限界があることから、社会基盤である公共交通の維持と安定した物流確保のため燃油価格高騰に対する支援策を拡充されたい。	貨物事業者運送事業者に対しては、県トラック協会を通じて運輸事業振興助成補助金として、エコタイヤ支援、蓄冷式クーラー購入助成などを実施しているところ、更に昨年来の燃油高騰対策として、昨年12月、本年4月の2回にわたり臨時的燃油高騰補助金を設け、大型・中型トラックへの低燃費タイヤ導入補助を実施している。	引き続き貨物自動車運送事業者に対して各種支援策の活用について働きかけるとともに、燃油価格動向も注視しつつ、県内運送事業者の状況やご意見に基づき、必要な対応を行っていく。	商工労働部 (通商物流課)
25	鉄道に対する予算の拡充について 現在、地方路線のトンネルや橋梁などの設備の老朽化が進んでおり、民間事業者の体力のみでは改修工事が困難である。鉄道に関する国の予算は年間約1,000億円、整備新幹線の整備費用を除くと約200億円であり、国土交通省の一般会計約5兆円に占める割合はわずかであることから、鉄道予算の拡充について国に対し働きかけられたい。	・国に対しては、全国知事会や有志28道府県知事の提言(R4.5)を通じて、鉄道に対する財政支援の拡充を要望してきたほか、県でも第三セクター鉄道の鉄道施設の整備に対する予算確保(R3.7)や鉄道ネットワークの維持のための支援(R3.11、R4.7など)などを随所に要望してきた。 ・7月に公表された国の「鉄道事業者と地域の協働による地域モビリティの刷新に関する検討会」での提言では、「頑張っている地域を応援する観点から、地域鉄道事業者はもとより、JR・大手民鉄線区も含めて、国は制度面での支援を行うほか、関係部局の予算を総動員して、再構築に必要な経費を財政面で支援すべき」とされている。	今後も引き続き、全国知事会や他県などと連携して国の鉄道予算の拡充を働き掛けていく。	地域づくり推進部(地域交通政策課)
26	災害時の代行輸送に関わる 助成制度の設置について 近年、様々な要因により気象の性格が変化し、そのため自然災害が激化している。鉄道用地外からの土砂流入や地滑りなどにより、列車が長期間にわたり運行できない(不通)状況が、ここ数年で多く発生していることから、鉄道が運行できない状況下であっても地域住民の移動を確保する観点で、バスやタクシーによる代行輸送を行っているが、鉄道事業者がその費用を負担している。都市部のように私鉄や路線バスが代替交通とならない地方において、不通となった場合の代行輸送の費用を国や行政が負担もしくは助成する仕組みを検討されたい。	現状、災害時の代行輸送に係る国の一般的な支援制度はないが、令和元年台風19号長野県豪雨災害時のように、臨時的に代行輸送に対して国による支援措置が行われた事例(代行バス補助金として国、県、市で3分の1ずつ補助)のほか、令和3年8月大雨で山陰本線江南駅～田儀駅間が不通になり、JR西日本と島根県(教育委員会)が費用を負担して通学生を対象とした代行バスを運行した例もある。	災害時の代行輸送の支援制度について、交通事業者、関係機関等から情報収集を行い、必要な対応を検討していく。	地域づくり推進部(地域交通政策課)

27	移動に関わる需要喚起 ならびに利用促進について 新型コロナウイルス感染症の蔓延防止のため、行政が発出した移動の制限・外出の制限は、交通・観光産業の事業環境に大きな影響をもたらし、壊滅的な打撃を受けている。地方路線の維持・存続と雇用確保に向けて、公共交通を利用した移動に関わる需要喚起を伴うキャンペーンの実施ならびに一時的な観光需要の引上げで終わるのではなく息の長い需要喚起を促されるよう検討されたい。	・みんなが乗りたくなる公共交通利用促進協議会でR4.5.16から「公共交通乗ってecoh(行こう)！県民運動」を開始し、7月末現在で18事業者が参加宣言し、公共交通の利用促進運動を展開している。 ・また夏休みを活用し、「乗っていこう！夏休み公共交通エンジョイキャンペーン」を実施し、小学生の公共交通をテーマとした小学生の絵日記募集やSNSを利用した公共交通乗車・観光の魅力発信（インスタグラムへの写真投稿）企画を実施している。 ・観光需要喚起策として、「#WeLove山陰キャンペーン」及び「スペシャル・ウェルカニキャンペーン」を10月10日まで延長し実施している。	引き続き、「公共交通乗ってecoh(行こう)！県民運動」に参加する事業者を増やす取組等を行い、公共交通の利用促進に努めている。 全国を対象とした観光支援事業の全国旅行支援「ウェルカニとっとり得々割」を10月11日から12月20日まで実施する。また、観光施設・体験アクティビティ等を対象とした本県独自の割引も併せて実施しており、引き続き切れ目ない支援を行っていく。	地域づくり推進部（地域交通政策課） 交流人口拡大本部（観光戦略課）
28	適切な情報発信について 現在バス事業者は、国、県、また市町村から様々な支援を受け、新型コロナウイルス感染症の感染防止対策を講じながら運行を持続しているところである。新型コロナウイルス感染症の感染拡大による影響は甚大であり、人流回復には時間を要する状況は変わっていない。ワクチン接種も進み、イベントも収容制限なしでの開催も可能となり今後利用が見込めるが、交通機関は初動対応で定着した密室イメージにより敬遠されているのが現状である。 実際には、バス車内の換気・消毒清掃など徹底された感染対策は充分取られているため、公共交通機関の積極的な利用を行うよう密室イメージを払拭する取り組みをされたい。	県では令和2年度に県バス協会等に補助し、県内を運行するバス、タクシー、鉄道の車内の換気性能を実証する動画を作成しており、機会をとらえてとりネットや交通事業者のウェブサイト、SNSのほか県政テレビ等で情報発信を行っている。	引き続き、公共交通が安全な乗り物であることを県SNSやとりネットでの情報発信に加えて、交通事業者自らの情報発信と連携し、利用促進を図っていく。	地域づくり推進部（地域交通政策課）

地域公共交通の利用促進策について

バス事業者については、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受けて深刻な赤字状況が続いている。このような状況においても社会的使命のもと、運行継続が可能となっているのは、行政による各種補助金などの運行支援と、経費節減など企業努力によるが、維持するのは限界が来ている。

併せて、人流制限による高速バス、貸切バスという経営の柱が傾いている現在、公共交通の破綻などに及ぶ可能性もある実情を理解いただき、地域の生活、交通維持対策の観点から「新型コロナウイルス対策路線バス事業者緊急応援事業」「路線バス運行継続緊急支援事業」「バス事業者への広報委託」などの路線バス運行支援事業の継続と併せて高速バス・貸切バスの県民利用促進を柱とした支援事業の新設を検討されたい。

・公共交通事業者は新型コロナウイルス感染拡大の影響により、売上に深刻な影響を受けている。

＜バス事業者（令和4.4対コロナ前）＞

路線バス△30%、高速バス△70%、
貸切バス△60%

・県では令和2年度から補正予算を編成するなど、バス（路線・貸切・高速）の車両への広告掲載による支援、感染拡大防止に係る資機材整備支援、貸切バスの利用促進のための貸切料金割引に係る支援などを実施し、さらにバス事業者の資金繰りの状況を勘案しながら、バス車両維持費支援や既存路線バスへの県補助金の概算払いを行ってきた。

（支援状況）〔予算額ベース〕

区分	支援概要	対象	予算時期	金額 (千円)
資機材補助等による感染予防対策	資機材補助	共通	R2.6 補正	20,000
			R3.5 臨時	5,000
	貸切バス増車等支援	貸切バス	R2.6 補正	17,500
			R2.6 補正	57,000
安全性等に関する広報	広報委託	バス・タクシー	R3.5 臨時	57,000
			R4.5 補正	57,000
	換気性能等PR動画制作支援	共通	R2.6 補正	2,394
			R3 当初	2,000
資金繰り対策	路線バス緊急応援	路線バス	R2.9 補正	100,000
	バス車両維持費支援	高速バス	R3.1 補正	40,000
			R3.11 補正	40,000
	当初予算の早期執行（概算払い）	路線バス	R2 当初	(246,639)
			R3 当初	(220,664)
将来の回復期を見据えた対策	貸切バス等利用促進	貸切バス	R2.11 補正	50,000
			R3.5 臨時	25,000
			R4 当初・R4.5 補正	75,000
	バス路線番号利便向上	路線バス	R2.9 補正	2,280
	三セク鉄道実証運行	鉄道	R3.5 臨時	16,412
			R4.2 補正	16,413
燃油・物価高騰対策	エコタイヤ、燃費向上に資する車両メンテナンス支援	バス・タクシー	R4 当初・R4.5 補正	48,000
総計 (当初予算の早期執行)				630,999 (467,303)

今後も引き続き、コロナの状況をみながら臨機応変に交通事業者の支援を行うとともに、県民一体となった利用促進を行う。また、中長期的には、交通体系の抜本的な見直しやMaaSの推進などによる利便性の向上を図り、交通事業者の経営体質強化を進める。

地域づくり推進部（地域交通政策課）

30	いわゆる買い物難民等、交通弱者の救済に向けた取り組みについて 働き方や生活様式が多様化する中で、休日営業も含め各種行政サービスの窓口を県庁および各市町村役場だけでなく、利便性が高く頻繁に人の往来が見込める施設（百貨店やスーパー等の大型商業施設内、駅舎内等）等への開設に取り組まれない。また、県行政手続きのオンライン提供が2022年度末までに原則可能となる「とっとり電子申請サービス」の進捗状況を示されたい。	・現在、県立鳥取ハローワークについては鳥取駅舎内、パープルタウン内、イオン米子駅前店等に、消費生活センターは倉吉交流プラザ内、米子コンベンションセンター内に開設し、さらには土曜日も開所することで利用者が来所しやすい環境を整えている。 行政手続の原則オンライン提供に向け、2021年度には、新たに1,000を超える手続のオンライン化に着手するなど取組を推進している。一方、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、職員向け電子申請フォーム作成実技研修の開催が困難な状況が長期間続いており、進捗に影響が出ている。	今後も県民ニーズを踏まえながら開所施設や営業日等の設定を検討していく 新型コロナ感染状況を見極めたうえで、チャンスがあれば職員向け実技研修を実施するが、感染状況がこのまま収まらない場合は、学習効率は実技に劣るが、オンライン研修にシフトさせるなどの対策を実施する。 また、行政手続のオンライン化に熱心な所属を選定し、集中支援するなどの新たな取組に向け準備中である。 このように、コロナ禍で取組の推進が困難な状況にある中においても、工夫しながらオンライン行政手続の提供拡大を推進することとしている。	商工労働部（県立ハローワーク） 生活環境部（消費生活センター） 総務部（デジタル行財政改革局デジタル改革推進課）
31	医療機関への負担増対策について 全国的に、新型コロナウイルス感染症が長期化し、国、各都道府県の感染症対応が求められるなかで、医療・保健職員の安心・安全に働ける職場環境の整備が急務である。 医療機関・保健所への負担増は現在も変わりなく続いていることから、医療従事者や保健師などの職員の負担軽減のため、健康障害リスクが高いとされる長時間労働の是正、及びメンタル対策等に取り組まれない。	新型コロナウイルス感染症については、変異株により今までにない早さでの感染拡大や重症化が進んでおり、医療機関や都道府県は、積極的疫学調査や病床の確保などその対応に取り組んでいる。 また、医療機関においては、通常診療を行いながら感染症やワクチン接種業務への対応を行っていることから、医療従事者等への負担が生じている。 本年7月から、新型コロナウイルス感染症対応の看護職員の離職防止を目的とした相談窓口を、県看護協会内に設置している。	・医療従事者の業務負担軽減、労働時間短縮に向けた取組を進めるため、引き続き、県医療勤務環境改善支援センターの専門家による勤務環境の改善に関する支援、医療クラーク等の雇用やICT等の導入などに取り組む医療機関への支援を行っていく。	福祉保健部（医療政策課）

3 2	地域医療構想について 2019 年 9 月に厚生労働省は、全国の公立・公的病院のうち「再編統合の議論が必要」と位置付けた 424 の医療機関をリストアップし、鳥取県では、4 病院（岩美病院、西伯病院、日南病院、済生会病院）が「再編議論が必要」として公表された。この 4 病院は新型コロナウイルス感染症（COVID-19）の対応においても、地域の基幹的な医療機関として地域医療サービスの重要な役割をしており、その重要性が改めて認識された。 一方で、公立病院は、「新公立病院改革ガイドライン」を踏まえ、2020 年度までを標準対象期間とする新公立病院改革プランを策定し、地域医療構想を踏まえた役割の明確化や経営改革に取り組みを行ってきたが、2024 年度から第 8 次医療計画に新興・再興感染症の感染拡大時における医療提供体制の確保に関する事項が追加され、地域での病床数や病床機能については、更なる議論が必要である。 民間の医療機関の参入が望めない不採算な条件不利地域での医療確保・維持など、地域医療構想実現に向けた進め方については、様々な地域の実情に即した柔軟な取扱いと、地域とも十分に協議し慎重に検討されたい。	・2025 年の医療需要に対応するために必要な医療提供体制の確保を目的に、平成 28 年 12 月に「鳥取県地域医療構想」を策定している。 ・地域医療構想の実現に向け、各圏域の地域医療構想調整会議や医療審議会等の議論を踏まえ、地域医療介護総合確保基金を活用しながら、「病床の機能の分化及び連携の推進」、「在宅医療・介護の推進」、「医療従事者等の養成・確保」に取り組んでおり、各医療機関における病床機能の見直し等が徐々に進んでいるところ。 ・厚生労働省は、令和元年 9 月に再編統合等の再検証が必要な 424 病院を公表し、令和 2 年 3 月（再編統合を伴う場合は令和 2 年秋頃）までに結論を出すよう都道府県に求めていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響を踏まえ、令和 2 年 8 月 31 日に、再検証の期限を延期する通知を発出し、最終的に令和 4 年 3 月に、地域医療構想の進め方等について、第 8 次医療計画の策定作業と併せて、令和 4 年度及び令和 5 年度において、地域医療構想に係る民間医療機関も含めた各医療機関の対応方針の策定や検証・見直しを行うよう、都道府県に対して通知を発出したところである。 ・新型コロナの拡大により、令和 2 年度以降は、県内各圏域の地域医療構想調整会議において、十分な議論ができない状況となっており、今後も感染状況によっては、新型コロナ対策を優先せざるを得ないことから、国に対して、都道府県が地域の実情を踏まえ、柔軟に対応できるよう配慮を求めるとともに、十分な検証期間が確保できるよう医療法に基づく次期医療計画の基本方針や指針等を早期に発出するよう要望しているところ。	・将来的な医療機能や病床数など必要な医療提供体制については、新型コロナウイルス感染症への対応や地域の実状を踏まえながら、引き続き、各圏域の地域医療構想調整会議等において、議論を進めていきたい。	福祉保健部 （医療政策課）
3 3	認知症等に起因する事故等の 個人賠償責任保険の支援制度を 創設について 認知症等に起因する事故等の損害賠償責任について、その家族に過剰な賠償責任を	【国の方針】 国では、「認知症施策推進大綱」により、認知症の人及びその監督義務者等を被保険者とする民間保険の普及について各保険会社の取組を後押しするとともに、自治体が加入者となる保険の事例収集・政策効果の分析がなされて	個人賠償責任保険については、導入状況や調査研究等について引き続き市町村へ情報提供していくとともに、損害賠償責任に係る国の今後の動向を注視していく。 あわせて鳥取県では、県と市町村等が連	福祉保健部 （長寿社会課）

	負わせないための支援策として、市町村が個人賠償責任保険契約を民間と契約し、賠償金を補償する支援制度として全国的に拡大している。(神戸市、鳥取県内では伯耆町で実施) 事前登録による制度を創設し、誰ひとり取り残されない社会の実現をめざす実効性ある施策を創設されたい。	いるところ。 【認知症等に起因する事故等の個人賠償責任保険の状況】 - 実施している市区町村 (R3 年度の厚生労働省調査) 実施済み: 121 実施予定: 68 実施予定なし: 1,552 - 鳥取県内の実施自治体は、伯耆町、湯梨浜町の2町	携して、すべての市町村において、認知症高齢者の見守り事業を実施しているところ。今後も引き続き認知症サポーター養成や地域での見守りの仕組み作りを強化するなど、認知症になっても安心して暮らせる地域づくりを推進していく。	
3 4	戸別所得制度など、 直接支払い制度設置の要請について 米の国内消費減少により米価は年々下落し、生産者の所得は大きく減少している。現在の水田活用直接払交付金制度は、輸出や飼料米、大豆などへの転作奨励を中心に行われているが、規模拡大による競争力強化を目指すことに重点を置いており、比較的効率の悪い中山間地域では急速に離農や耕作放棄が進んでいる。また、国や政府与党はこの制度について、奨励金の一部打ち切りや5年ルールの徹底などの見直しを行おうとしており、離農や耕作放棄地の更なる拡大が懸念される。 小規模農家や家族農業に対する支援対策として、戸別所得保障制度など直接支払制度の導入を要請すると共に、新たな制度の設置や助成金の交付について、国に対して意見反映を行っていただきたい。また、鳥取県独自の直接払い制度の設置について、議論、研究を進められたい。	- 農業者に対し、販売価格が生産コストを恒常的に下回る作物(米、麦、大豆等)を対象として差額を直接支払う制度は、民主党政権時代の平成22年度に「戸別所得補償制度(15,000円/10a)」として開始。政権交代後、平成26年度には経営所得安定対策に切り替わり、米の直接支払交付金として、単価半減(7,500円/10a)後、平成30年度には当交付金も廃止された。 - 現行の経営所得安定対策は、諸外国との生産条件の格差から生ずる不利を補正する交付金(ゲタ対策)、農業経営のセーフティネット対策(ナラシ対策)ともに担い手農家を対象としているが、水田活用の直接支払交付金や産地交付金については、販売目的で飼料用米、大豆、麦等を生産する農家を幅広く対象としており、地域の条件に合った品目の作付推進にもつながっている。 - 水田活用の直接支払交付金については、令和4年度、飼料用米の複数年契約加算等の廃止や、令和4年からの5年間に一度も水張りが行われない農地を交付対象外とする等の制度見直しが行われたが、国は、交付対象水田の見直しを巡る生産現場の課題を調査中であり、今後の対応方針を検討することとしている。	- 県は、水田農業の経営安定化を図るため、飼料用米、大豆及び高収益作物等への転換による水田フル活用の推進を重視し、今後の米の需給動向を踏まえながら、水田農業のあり方について長期的視点に立ち、生産から販売までの総合的な対策(16億円規模)を着実に実施することにより、本県の水田農業全体の収益性向上を図る方針である。 - 本年4月、水田活用の直接支払交付金等の十分な予算確保とあわせ、現場の実態を踏まえた継続した取組への支援を拡充することや、交付対象水田の見直しにおいて、生産現場での水田営農の取組状況等を十分に検証し、今後の対応について生産者等へ丁寧に説明すること等を国へ要望している。7月にはさらに、水田、畑地など地目に関係なく、収益性は低くとも自給率向上に資する作目等の増産支援を検討することも追加して要望したところである。	農林水産部 (生産振興課)

35	みどりの食料システム戦略に係る対応について 2021年度、農林水産省は国内、国際情勢及び異常気象などにより影響を受ける農業・食料の現状と今後の課題に対する方針として、「みどりの食料システム戦略」を打ち出し、農林水産業の将来的なあり方を見据えた長期的戦略を定めている。この中で将来的にめざす姿は、農林水産業としてのCO2削減、化学肥料の割合削減と有機農業の拡大、労働生産性の向上など多岐にわたり、現在注目されているSDGsとも通ずるものとなっている。 国が示した戦略に対する鳥取県としての考え方や対応及び方策について、環境保全、農業の生産性、食品加工や流通システム、消費拡大や食育の推進など、それぞれの分野から示されたい。	・本県では「みどりの食料システム戦略」を踏まえ、昨年12月の「鳥取県農業生産1千億円プラン」の改定時、プランの重点項目に「環境に配慮した農業の推進」を追加した。 ・令和4年度から、「環境に配慮した持続可能な農業総合対策事業」において、化学農薬・化学肥料使用量の低減、農業用プラスチック排出量の削減等の生産技術開発及び有機農産物等の販路拡大支援まで総合的に取り組んでいるところである。 ・本年7月1日に施行された「みどりの食料システム法」を受け、環境に配慮した持続的な農業生産を進めるため、同法に基づき基本計画を県・市町村と共同で作成するに当たり、関係者から助言等をいただくため、国の同法に基づく9月公表予定の基本方針に先立って、「鳥取県みどりの食料システム戦略会議」（構成：JAグループ、市長会、町村会、鳥取大学、生産者代表、消費者代表、県）を7月22日に立上げた。	今後、国の基本方針、肥料高騰対策の令和4年度予算(予備費)及び令和5年度予算編成の動向等を注視しながら、市町村や農業団体等との意見交換を重ね、まずは、年内に推進目標、推進施策、対象地域等を盛り込んだ、基本計画（骨子案）を取りまとめる予定である。	農林水産部（経営支援課）
36	食農教育を通じた県農畜産物や食文化の理解促進に向けた取り組みの強化について 県で取り組みが進められている「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」のめざす姿は「食を通じて健やかに「生きる力」を育み、心身ともに充実した生活を実現する」であり、基本方針の中で、「栽培・料理・共食の実践」、「県の特性を活かした食育」等が謳われている。 農畜産物と食文化は、これまでの県民が作り、大切に守ってきた文化・伝統であり、今後、将来にわたって守っていかなければならないことから、県民に対して県農畜産物や食文化を広くPRしていただくとともに	・県民に対する食農教育の取組は、「食のみやことっとり～食育プラン～（第3次）」や、「鳥取県農業生産1千億円プラン」に基づき進めている。 ・子どもたちに対しては、教育委員会と連携して学校給食の県産品利用率の向上の取組への支援や、県や関係機関が学校に出向いての出前授業の実施、夏休み期間中の県産米を使った朝ごはん作りに取り組むキャンペーンなど、各種取組を通じて県の農畜産物や生産者への理解を深めている。 ・一般県民向けには、新たな社会ニーズに応じた地産地消の意義の再認識を促すため、もっと「食のみやこ鳥取県」地産地消月間など、小売等民間事業者と連携した取組を通じた発信を行うとともに、引き続き、栄養士会や調理師会等が開催する、鳥取県ゆかりの郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援、県内の飲食店事業	引き続き、県民向けの新たな社会ニーズに応じた地産地消の周知等を行うとともに、学校給食を通じた食農教育、調理師会や栄養士会等、各団体と連携した郷土料理や県産食材を利用した料理講習会への支援、県内飲食店事業者等による県産農林水産物のメニュー作成への支援、本県の食の魅力発信を行うイベント等を通じて、県の農畜産物、食文化のPRなどに取り組むことで「食育及び食農教育の取組」を支援していく。	農林水産部（食のみやこ推進課、農林水産政策課）

	に、県内企業や教育現場等が食農教育活動を取り組みやすくなる施策を講じられたい。	者等が県産農林水産物を使用したメニューを作成することに対しての支援を行うことで、同じく県の農畜産物、食文化のPRを行っている。 これらの「食のみやこ鳥取県」を推進する取組を、本県の食の魅力を発信する地域イベント等を通じて、県民に対する食農教育として支援している。		
		学校給食のレシピ等については、例年、「鳥取県民の日」や「学校給食週間」などの際に、小中学校等では地域の農畜水産物を利用した学校給食が提供されており、県ホームページでその取組状況を紹介している。 栄養教諭等を対象に「地場産物を活用した調理講習会」を開催し、学校給食における地域の農畜産物の使用拡充を図っている。 「県産品利用（地産地消）推進会議」において「食のみやことっとり～食育プラン（第3次）～」について共通理解し、地産地消率の向上や連携の充実を図るため、学校給食関係者、農林水産関係機関、関係課で情報交換を行っている。 学校における食育を通して、食べ物大切さや生産者への感謝の心を育んでいる。	引き続き、各市町村が取り組んでいる県内産食材を活用した学校給食の献立等を、県ホームページで紹介していく。 引き続き学校における食育を推進していく。	教育委員会 （体育保健課）
37	食料安全保障に関する取り組みの強化について 日本の食料自給率は、先進国内において決して高い数字ではなく（2020年度カロリーベース37%、生産額ベース67% 農水省HPより）、今回のロシアによるウクライナ侵攻により、小麦価格の上昇が世界的な問題になるなど、生活基盤の根幹をなす食料の安全確保は非常に重要なものである。 一方で、国内の食料生産は、高齢化による農業従事者の減少、耕作放棄地の増加など食料の生産基盤の弱体化が進んでおり、対策を講じることが急務であることから、	本県の農業経営体は14,481経営体と5年間で3,900経営体（21.2%）減少しているものの（2020農林業センサス）、荒廃農地（耕作放棄地）は3,400ha程度で横ばいである（農林水産省調査）。 また、1経営体あたりの経営面積の拡大、農業産出額が微増するなど、本県農業生産を支える農家構造の変化もみられる。 高齢化に伴う担い手不足や荒廃農地の増加は全国共通の課題であり、加えて本県は、中山間地域など条件不利地が多いという構造的な問題を抱えている。 このような状況の中、国は「農業経営基盤強化促進法」を改正し（令和4年5月成立、令和5年4月施行）、①地域での話し合いにより目指すべき将来の農地地用の姿を	県は本年度から「農業経営・就農支援センター」を設置し、新規就農者の確保・育成、担い手の経営発展を一元的に支援する体制を整備したところである。経営相談、機械施設整備支援など農業者のニーズに合わせた各種支援策を組合せ、総合的に支援していく。 また、市町村が中心となり農委、JA、県等関係機関が参画する人・農地チーム会議において、地域として耕作放棄地を含めた守るべき農地の明確化、将来の農業の在り方や農地利用についての話し合いを進めているところであり、その実現に向けて、農	農林水産部 （経営支援課、農地・水保全課）

	新規就農者への支援強化や農業労働力の確保、耕作放棄地の拡大阻止・解消に向けた取り組みなど生産基盤強化に向けた施策を講じられたい。	明確化する地域計画を定めること、②農地の受け手を幅広く確保しつつ、農地中間管理事業を活用した農地の集約化を進めることを打ち出したところである。	地中間管理機構による担い手への農地集積・集約化、土地改良事業との連携など、生産基盤強化に向けた支援を行っていく。	
38	原材料価格高騰に対する対応について 国際情勢やコロナ禍による経済情勢の変化により、穀物や原油価格の高騰が続いている。このような情勢の中、一般食料品メーカーでは、原材料費や燃料費の高騰を受けた価格転嫁として、相次いで値上げを打ち出している。一方で農業生産物の国内価格については、市場での取引価格が基本となり流通されていることから、原料や燃料の高騰を受けた価格転嫁が難しい状況となっている。また、市場取引の性格上、豊作で生産量が増えた場合は価格が下落する場合もある。 このことから農業生産者の収益や所得は、今後大きく低下することが考えられ、早急な対応策が必要であるため、燃料費を含む生産原価高騰に対する支援や助成金の構築について、具体的施策を講じられたい。	燃油・肥料・飼料等の農業関係資材の高騰に対して、国は4月に「原油価格・物価高騰等総合緊急対策」を、県では5月補正で「総合緊急対策」により以下の支援を実施している。 【国の主な対策】 ●施設園芸等燃油価格高騰対策 ●配合飼料価格高騰緊急対策事業 ●金融支援対策（農林漁業セーフティネット資金等の支援対象の追加） など農業、畜産業の金融対策について幅広く支援を実施。 【県の対策】 ●畜産経営緊急救済事業（予算額 405,700 千円） ➤飼料、資材、燃油等の価格高騰により、圧迫された畜産経営へ緊急支援として、酪農をはじめ畜種ごとの支援を実施。 ●畜産経営安定対策事業（予算額 45,043 千円） ➤肉用牛肥育経営安定対策事業（牛マルキン）の積立金単価改定に伴う県補助金の増額 ●農業関係（予算額 50,000 千円） ➤農業用省エネ機械・施設の導入により経営改善を図る取組に対して緊急支援を実施。（補助率 1 / 3）	左記の国・県の施策による支援を速やかに実施するとともに、原材料価格高騰の影響緩和し、県内農林水産業者の事業継続のため9月補正予算による追加支援を提案しているところ。 ●農業（肥料価格高騰緊急対策事業 予算額 220,000 千円） ➤肥料高騰費のうち国の支援相当額を差し引いた額の 1/3 を補助。 ●畜産業（畜産経営緊急救済事業の増額 予算額 470,000 千円） ➤畜種ごとの状況に応じた追加支援 ●全般（農業金融利子補給等総合支援事業） ➤農業経営のための農業制度資金を低利で借り受けられる利子助成制度の対象者をウクライナ情勢や円安による影響を受けた者へ拡充	農林水産部 （農林水産政策課）
39	悪質クレーム（迷惑行為）対策の強化について 「サービス等を提供する側と受ける側がともに尊重される消費社会」の実現をめざし、一部の消費者による不当な要求等の抑止をはかられたい。すでに、消費者教育講座や市民向け講座にカスタマーハラスメント（いわゆる悪質クレーム）に関わる具体	・現在、カスタマーハラスメント（カスハラ）を直接的に取り締まる法規制はないが、国では令和4年2月に「カスタマーハラスメント対策企業マニュアル」が作成され、周知を行っている。 ・労働者からのハラスメントに係る相談については、鳥取県中小企業労働相談所（みなくる）で対応しているが、カスハラに係る相談は現時点では同所には寄せられていない。	・国と連携してカスハラを含む各種ハラスメント対策の普及啓発を行うとともに、みなくるでハラスメントに係る相談への対応、ハラスメントに係る社内研修への講師派遣等を継続していく。	商工労働部 （とっとり働き方改革支援センター）

	例を盛り込むなど啓発活動を実施されているが、引き続き活動の実施と周知をはかられたい。	・消費者には購入した商品やサービスに不都合があったときに交換や取り消しを求める権利が認められているが、悪質なクレームは決して許されるものではなく、事業者の立場を尊重し、丁寧に要求を伝えることができる自立した消費者の育成が重要である。 ・本県では「鳥取県消費者教育推進計画」により、幼児期から高齢期までの各段階に応じた消費者教育を実施しており、その中で事例を交えながら悪質クレーム防止に向けた普及啓発にも取り組んでいる。 〔消費者教育における悪質クレーム防止の取組〕 ・高校消費者教育授業では、消費者トラブルにあったときの対処方法として、消費生活センターや事業者窓口に相談し、誹謗中傷をしないよう啓発 ・くらしの経済・法律講座では、学生、県民に消費者トラブルにあったときの対処方法の中で、明確な主張、丁寧な伝え方を啓発	今後も引き続き、高校の授業、啓発講座などにおいて、事業者に苦情や意見を申し出る時は、自立した消費者として悪質クレームにならないよう自らの主張を明確かつ丁寧に伝えるよう啓発していく。	生活環境部 (消費生活センター)
40	障がい者等用スペース (ハートフル駐車場)の利用について 障がい者等用スペース(ハートフル駐車場)において、適切でない利用者が散見され、障がい者等が店頭入口から遠くに駐車している現状が見受けられ、その対応にも追われている。状況は悪化の傾向にあり、更なる消費者教育ならびにモラル向上のための啓発活動を徹底されたい。	・ハートフル駐車場は、障がい等により歩行が困難な方などのために、県と協定を締結した公共的施設等の施設管理者が設置するもので、利用者には利用証を掲示していただくこととしており、県・市町村で申請を受け付けて12,366件の利用証を発行している。(R4.7月末現在) ・利用証を掲示せずにハートフル駐車場に駐車している車両には、施設管理者により県作成の啓発資料を置くこと等により、当該車両の使用者等に制度の趣旨を周知して適正利用の促進に努めることとしている。 ・「障がいを知り、共に生きる」を掲げるあいサポート運動でも、サポーター養成講座でハートフル駐車場について説明し、理解を広めるよう努めている。	ハートフル駐車場については、あいサポート運動やイベント等の機会に周知に努めており、引き続き様々な機会に制度や趣旨の周知を図っていく。	福祉保健部 (福祉保健課)
41	バリューチェーンにおける 付加価値の適正循環に向けた 適正取引の推進について 2020年にサプライチェーン全体の共存共	令和3年12月、国において下請け中小企業が原材料費や労務費の上昇分を適切に価格転嫁できる環境整備に向けた施策パッケージが取りまとめられ、令和4年2月には大企業と中小企業の取引適正化を促進する「パートナー	「パートナーシップ構築宣言」のさらなる浸透に向けて、県ホームページでもあらためて周知を図るほか、商工団体等も連携し、認知度を高め、宣言企業の増加を図る。	商工労働部 (商工政策課、企業支援課)

	栄と規模・系列等を越えた新たな連携、親事業者と下請事業者の望ましい取引慣行（振興基準）の遵守を企業の代表者名で宣言する「パートナーシップ構築宣言」の取り組みが開始され、現在、全国で約 10,000 社の企業が宣言しているが、鳥取県内企業においてはわずか 19 社に留まっている。鳥取県内は中小・小規模事業所が多く、材料費高騰や人件費上昇分を価格転嫁できる環境整備は喫緊の課題であることから、「パートナーシップ構築宣言」の更なる浸透と、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境整備に取り組まれない。	シップ構築推進会議」が開催され、下請取引適正に向けた取組強化の方針が示された。 また、本年 6 月に閣議決定された「新しい資本主義のブランドデザイン及び実行計画」には、賃金引き上げに向けた施策の一つに「重点業種を示した政府を挙げた中小下請取引適正化」が明記され、中小企業が賃金引上げの原資を確保できるよう、労務費、原材料費、エネルギーコストの上昇分の適切な転嫁に向けた環境整備を進めることが示された。 令和 2 年に創設された、大企業と中小企業の共存共栄を目指す「パートナーシップ構築宣言」は、その中の取組の一つであり、宣言を行っている県内企業は現在 25 社となっている。 なお本県では、従前から中小下請取引に関する相談を受け付ける「下請かけこみ寺」を、（公財）鳥取県産業振興機構に開設しており、中小企業が相談員や弁護士に取引に関する悩みを無料で相談できるほか、調停手続も無料で行うことができる環境を整えている。	また、原油価格をはじめ原材料価格等の高騰が深刻化していることから、令和 4 年 5 月補正予算において計上した総額 100 億円を上回る総合緊急対策において、経営安定化のための低利融資、物価高騰対策を支援する補助制度等を設けている。また、9 月補正予算においても約 9 億円の事業者支援を提案しており、これらの活用を促し、中小・小規模事業者が安心して事業運営できる環境を整える。	
4 2	総合的な防災・減災対策の充実について （1）自然災害に備え、「緊急速報（エリア）メール」や「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」などプッシュ型配信の利用状況の把握と、さらなる普及を進めるとともに、災害時に交通・運輸、電力・ガス・水道をはじめとするインフラ産業など住民生活に欠かせない業務に従事する労働者の安全を確保するため、事業活動を休止する基準を設定するなどの仕組みを構築し、住民にその内容を周知されたい。	【プッシュ型配信について】 「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」については、当県が構築している仕組みであり、随時、配信登録数やダウンロード数を把握している。 なお、「緊急速報（エリア）メール」は各携帯電話事業者が構築している仕組みで、加入携帯電話すべてが対象となる。	【プッシュ型配信について】 引き続き「緊急速報（エリア）メール」や「あんしんトリピーメール」、「あんしんトリピーなび」等の PR 等を図る。	危機管理局 （危機対策・情報課）
	（2）高齢者や障がい者等の個別避難計画や避難所の感染症対策を強化した避難計画の策定状況の把握、備蓄品などに	【個別避難計画について】 ○令和 3 年 5 月の災害対策基本法の一部改正で、「個別避難計画の作成が市町村に努力義務化」された。	【個別避難計画について】 ○県ではこれまでも、平成 20 年 7 月に災害時要援護者（現：避難行動要支援者）避	危機管理局 （消防防災課）

ついて、多様な人の意見を反映し、安全な避難行動ができるよう防災・減災対策を徹底されたい。	○県内 19 市町村の個別避難計画の作成状況は、以下のとおり。〈令和 4 年 1 月 1 日現在。消防庁・内閣府調査。〉 - 策定済：1 市 - 一部策定済：3 市 9 町 1 村 - 未策定：5 町	難対策推進指針を作成し、市町村に避難支援プラン（現：個別避難計画）作成までの手順を示してきたほか、平成 29 年 6 月に鳥取県防災及び危機管理に関する基本条例を一部改正し、避難行動要支援者名簿について平時から支援関係者間で情報共有が図られるよう条例に特別の定めを設けることや、支え愛マップづくりを進めることなど、市町村での取組を促してきた。 ○個別避難計画の作成に当たっては、計画の未策定の市町村には個別に聞き取りを実施し、支え愛マップの個別避難計画への取込みや県独自の補助事業（個別避難計画作成支援事業）の活用を促しながら、市町村が取組みやすいよう計画作成を支援し、市町村と連携しながら、策定数の増加と併せて、全体の策定率の向上を進めていきたいと考えている。	
	【避難所等について】 ○避難所への避難を躊躇する人がないよう、感染症対策に万全を期すほか、多様な人に配慮した避難所の生活環境の整備を進める必要がある。 ○近年の自然災害においても避難の遅れや避難しない住民がいることが継続的な課題となっていることから、適時適切な避難行動を促す避難対策を講じる必要がある。	【避難所等について】 ○避難所や福祉避難所の資機材整備について補助金により市町村を支援し、避難所の環境整備を進めていく。 ○住民の避難行動を促す避難対策の促進のため、以下の取組等を推進していく。 ・地域住民の「避難スイッチ」の取組促進（支え愛マップ作成時に支援） ・地域住民の避難行動を促す取組の促進（マイ・タイムラインなどリスク確認・避難行動計画策定について県サイトなどで周知） ・避難行動につながる情報発信について市町村等とあり方を検討	危機管理局 （危機管理政策課）

		○避難所の感染症対策については、次の通り強化してきたところ ・避難所運営マニュアル作成指針を改定、体調不良者の確認や必要な衛生資機材の整備、避難者同士の距離を考慮したレイアウトの工夫などの具体的な対策を市町村に提示〔令和2年5月〕 ・避難所確保のため保健所から市町村へ感染者数を報告するよう扱いを取り決め〔令和2年6月〕 ・在宅療養者の避難対策について、在宅療養者の宿泊療養施設等への移動などの扱いを決定〔令和3年9月〕 ・コロナ陽性者の増加に伴い避難所確保と対策の徹底について市町村に再度依頼〔令和4年6月〕 ・市町村が行う避難所の感染症対策資機材（非接触型体温計、パーテーション、段ボールベッド等）整備に補助〔令和2年度〕 17市町村が活用	
--	--	---	--